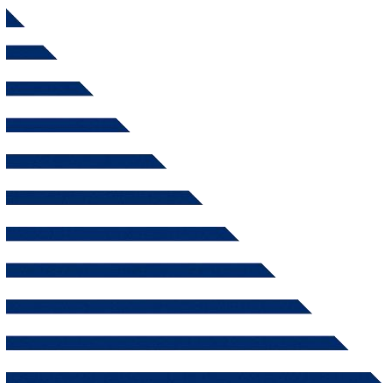




第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画
長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）
長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）

誰もが共に自分らしく暮らす

住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京



令和3年3月
長岡京市

はじめに

近年、少子高齢化、核家族化等の社会構造の変化に伴い、障がい福祉を取り巻く課題やニーズも多様化・複雑化が進んでいます。国においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正、「児童福祉法」の改正など、重要な法整備がなされ、障がい福祉制度は大きく変化しています。

このような変化への対応とともに、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、その人らしい役割を持ち、お互いに支え合って暮らす「共生社会」の実現が重要となっています。

長岡京市では、平成 28 年 3 月に「第 5 次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」、平成 30 年 3 月に「長岡京市障がい福祉計画(第 5 期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第 1 期計画)」を策定し、その基本理念「自分らしく生きることのできる 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」の実現に向けて、様々な分野における施策に積極的に取り組んできました。また、平成 30 年 4 月に「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行し、「共生社会」の実現をめざして施策を推進しています。

この度、障がい福祉をめぐる新たな課題や市民ニーズに対応するため、「第 6 次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画・長岡京市障がい福祉計画(第 6 期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第 2 期計画)」を市民の皆様と共に策定しました。

この計画は、「誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」を基本理念とし、市民の誰もがお互いの違いを認め合い、共に支え合う「共生社会」のさらなる推進を図るものです。誰もが自分の人生に希望を持ち、自分らしく暮らすことができるまちの実現に向けて取り組んでいきましょう。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、この計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました「地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力いただいた市民の皆様及び障がい福祉事業所の皆様に、心から感謝いたしますとともに、厚くお礼を申し上げます。



令和 3 年 3 月

長岡京市長 中小路 健吾

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	6
第2章 障がい福祉の現状と課題.....	9
1 障がいのある人等の概況.....	9
2 現状と課題の整理.....	18
第3章 理念と目標.....	32
1 本市の障がい福祉の理念.....	32
2 障がい福祉施策を進めていく上での視点.....	33
3 基本目標.....	34
第4章 障がい福祉施策の展開（障がい者(児)福祉基本計画）.....	36
基本目標1 ふれあい・わかりあい・支えあうことができる.....	37
基本目標2 保健・医療サービスの安心がある.....	40
基本目標3 子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる.....	44
基本目標4 住み慣れた地域で継続して生活できる.....	48
基本目標5 自分らしく働くことができる.....	53
基本目標6 文化芸術・スポーツ活動を楽しむことができる.....	55
基本目標7 安心・安全で便利な環境がある.....	57
第5章 障がい福祉サービスの提供体制（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）.....	63
1 成果目標の設定.....	63
2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策.....	68
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	92
4 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策.....	104
5 その他活動指標.....	113
第6章 計画の推進体制.....	114
資料編.....	115

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長岡京市では、平成10年3月に「長岡京市障害者（児）福祉基本計画」を、平成19年3月に「長岡京市障害福祉計画（第1期計画）」を、平成30年3月に「長岡京市障がい児福祉計画（第1期計画）」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい福祉を総合的に推進してきました。また、平成30年4月には「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行し、共生社会の実現をめざして施策を推進しています。

平成18年に国際連合で「障害者権利条約」が採択され、日本では条約の批准に向け、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成25年6月）といった国内法の整備を経て、平成26年1月に同条約を批准しました。

なお、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われるべきことを定めています。

また、平成28年5月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

このたび、「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画（第5期計画）」「長岡京市障がい児福祉計画（第1期計画）」がともに令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）」「長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）」を策定します。

■障がい者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者総合支援法」（改正障害者自立支援法）の施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「障害者優先調達推進法」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 6 月 「障害者差別解消法」の成立 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 6 月 「障害者雇用促進法」の改正 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 9 月 国の「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月 「障害者差別解消法」の施行 4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 5 月 「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法」の改正・施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月 国の「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援の二ーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

- 「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

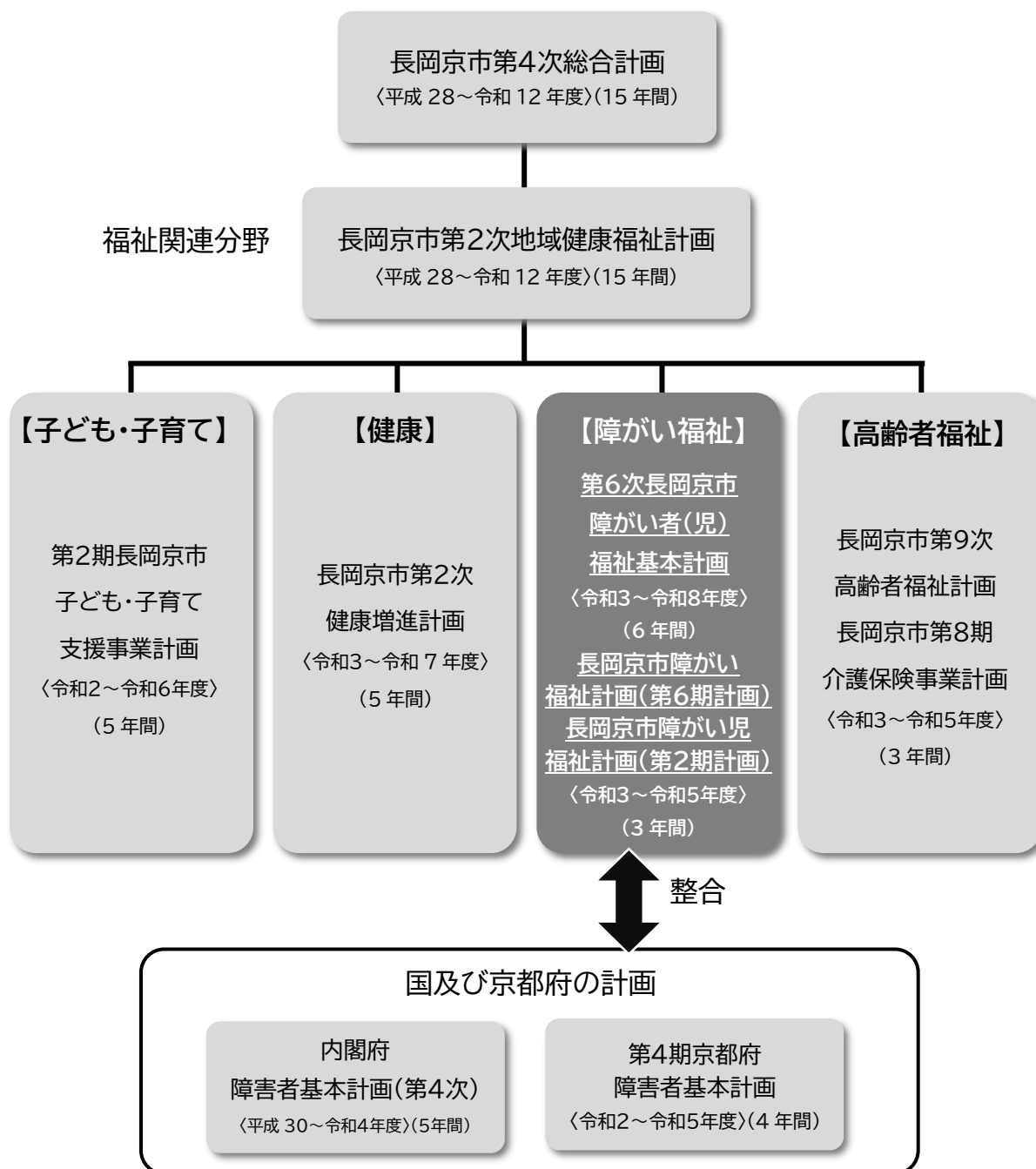
■児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 長岡京市における位置づけ

- この計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、京都府の「第4期京都府障害者基本計画」との矛盾がないように、策定しています。
- この計画は、「長岡京市第4次総合計画」を上位計画とし、「第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市第2次地域健康福祉計画」「長岡京市第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。



3 計画の対象

この計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、発達障がいのある人、難病のある人（難治性疾患患者）、自立支援医療（精神通院医療費）の公費負担を受けている人、疾病を抱えている子ども、発達に課題のある子どもなどの、日常生活や社会生活で支援を必要とする人を対象として、「障がいのある人等」としています。

《「障がい」のとりえ方について》

- 障害者基本法第2条において「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。
- 平成 25 年度から、障害者総合支援法第4条において、上記に準じる定義に難病等が加わりました。今後も医療・福祉制度の状況等により時代とともに変化し、その定義や分類に変更の可能性があります。

4 計画の期間

「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。また、「長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）」と「長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。

どの計画も、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行うものとします。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者（児） 福祉基本計画	第5次計画 (H28～)	第6次計画						
障がい 福祉計画	第5期計画 (H30～)	第6期計画				第7期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画 (H30～)	第2期計画				第3期計画		

5 計画の策定体制

この計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) 実態調査の実施

①市民アンケート調査

調査対象	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者
抽出方法	無作為抽出 ※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、「64歳以下」と「65歳以上」に区分した上で抽出割合を変更	無作為抽出 ※精神障害者保健福祉手帳所持者を除く	無作為抽出
配布数	2,000 件		
	1,000 件 18歳未満： 36 件 18-64 歳：464 件 65 歳以上：500 件	500 件 18歳未満：102 件 18-64 歳：386 件 65 歳以上： 12 件	500 件 18歳未満： 6 件 18-64 歳：399 件 65 歳以上： 95 件
回収数※	802 件		
	498 件 18歳未満： 19 件 18-64 歳：236 件 65 歳以上：241 件	211 件 18歳未満： 40 件 18-64 歳：155 件 65 歳以上： 10 件	165 件 18歳未満： 2 件 18-64 歳：121 件 65 歳以上： 39 件
回収率	40.1%		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和元（2019）年8月30日～9月13日		

※回収数については、手帳の複数所持、所持手帳種類や年齢の設問での不明・無回答により、合計と一致しない場合があります

②事業所アンケート調査

調査対象	長岡京市民の利用実績のある、 京都府下の障がい福祉サービスを提供する法人
配布数	132 件（うち乙訓圏域内 51 件）
回収数	78 件（うち乙訓圏域内 36 件）
回収率	59.1%
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元（2019）年 8 月 30 日～9 月 13 日

③関係団体等ヒアリング調査

調査対象	長岡京市の障がい福祉に関わりのある、 当事者団体や家族会、学校、事業所
回答団体 （★印は面談による聞き取りを行った団体）	①<u>当事者</u>（5 団体）：★長岡京市肢体障がい者協会／★長岡京市視覚障害者協会／★長岡京市難聴者協会／★長岡京市ろうあ協会／日本オストミー協会京都府支部 ②<u>家族</u>（13 団体）：★乙訓障害児父母の会／★乙訓手をつなぐ親の会／★若竹会／ひまわり会／乙訓の里親の会／★あらぐさ会／乙訓楽苑家族会／★友愛印刷親の会／★乙訓やよい会／すぷらうと／フェリーチェ／乙訓心臓病の子どもを守る会／花ノ木医療福祉センター利用者の家族 ③<u>事業所（法人）</u>（26 団体）：乙訓福祉施設事務組合／★乙訓福祉会／あらぐさ福祉会／長岡京市社会福祉協議会／乙の国福祉会／向陵会／友愛之郷／やまびこ／ENDEAVOR JAPAN／草のたね合同会社／乙訓障害者事業協会／★てくてく／K Tワーカーズ／道／スマイルアライアンス／長岡京障がい福祉療育会／プラスジャパン／★からふる乙訓／CURE／ホップすてーしょん／親生／ヴィケア／green grass／京都聴覚言語障害者福祉協会／海印寺徳寿会／京都国際社会福祉協力会 ④<u>学校</u>（4 団体）：向日が丘支援学校／向日が丘支援学校 P T A／特別支援学級〔長岡第四小学校〕／特別支援学級〔長岡第四中学校〕
配布数	66 件（当事者団体・家族会・学校 31 件、事業所（法人） 35 件）
回収数	57 件（当事者団体・家族会・学校 22 件、事業所（法人） 35 件）
回収率	86.4%
調査方法	郵送による配布・回収（希望団体のみ面談による聞き取り）
調査期間	令和元（2019）年 8 月 30 日～9 月 13 日（郵送調査） 令和元（2019）年 10 月 7 日～11 月 12 日（面談調査）

(2) 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の開催

この計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等から成る「長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」を開催し、計画について審議しました。

※会議の議題は資料編「3 策定経過」に掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

意見募集 期間	令和2（2020）年12月21日～令和3（2021）年1月19日
意見提出数	12件（4人）

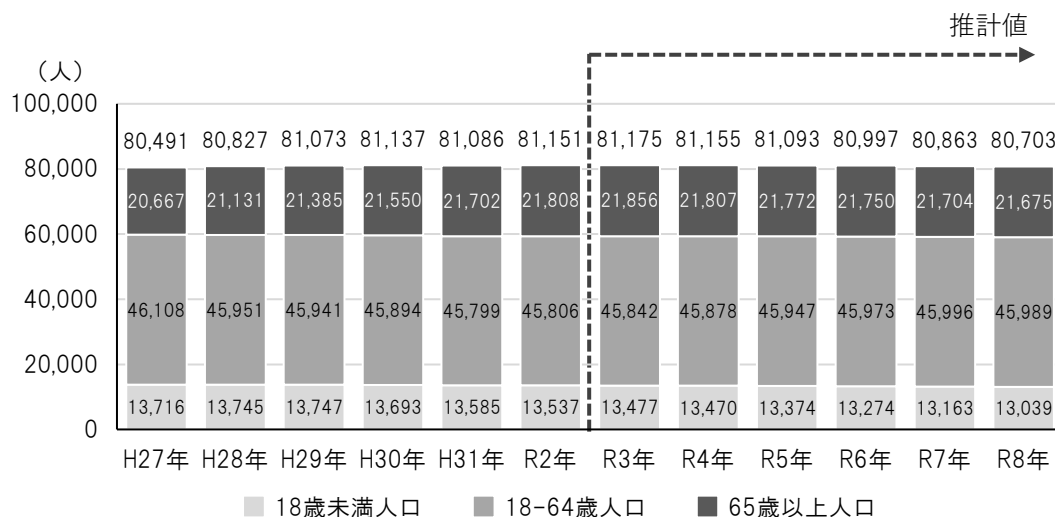
第2章 障がい福祉の現状と課題

1 障がいのある人等の概況

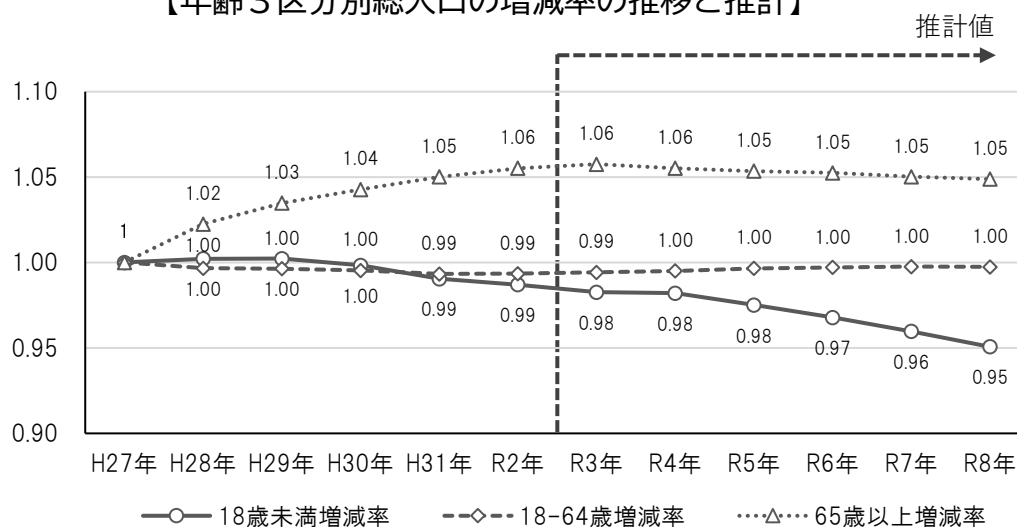
(1) 長岡京市の総人口の推移と推計

本市の令和2年4月1日時点の総人口は81,151人で、横ばいで推移しています。現在の人口増減率の傾向が今後も続くと想定して将来推計を行うと、総人口は令和3年度を境として減少傾向に転じる予測となっています。また、各年齢層の増減率をみると、18歳未満は継続的な減少、18-64歳は横ばい、65歳以上は令和3年度を境に微減で推移する予測となっています。

【年齢3区分別総人口の推移と推計】



【年齢3区分別総人口の増減率の推移と推計】

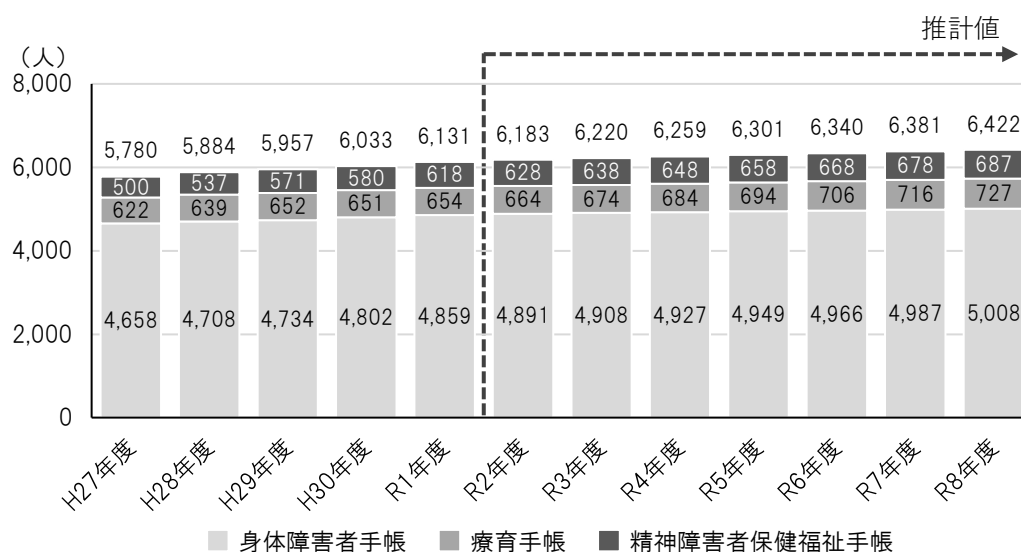


資料：長岡京市住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

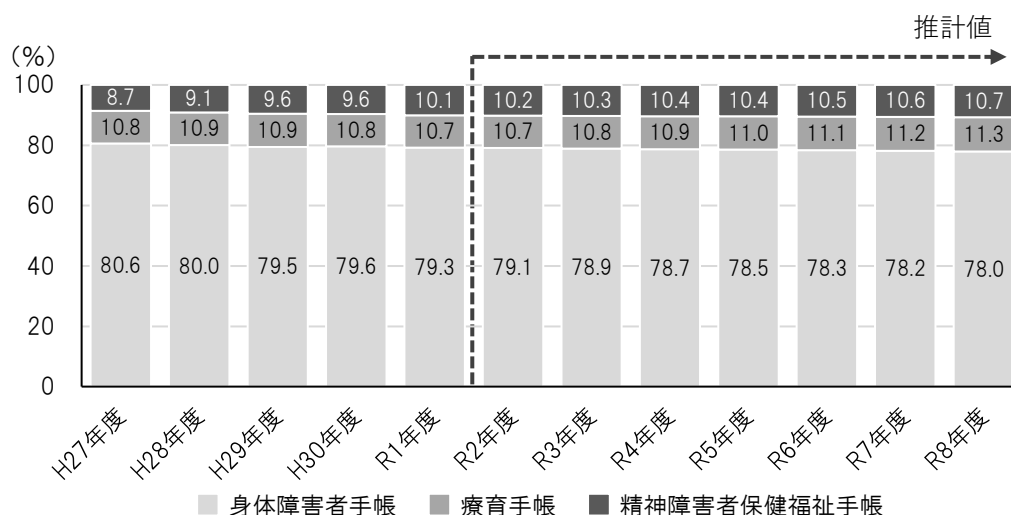
（２）障がい者手帳所持者数全体の推移と推計

障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和元年度末時点では 6,131 人となっています。今後も継続して増加していくことが予測され、基本計画最終年である令和 8 年度では 6,422 人となる見込みです。各種手帳所持者数を割合でみると、今後は療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の占める割合が上昇していくことが予測されます。

【障がい者手帳所持者数の推移と推計】



【障がい者手帳所持者割合の推移と推計】

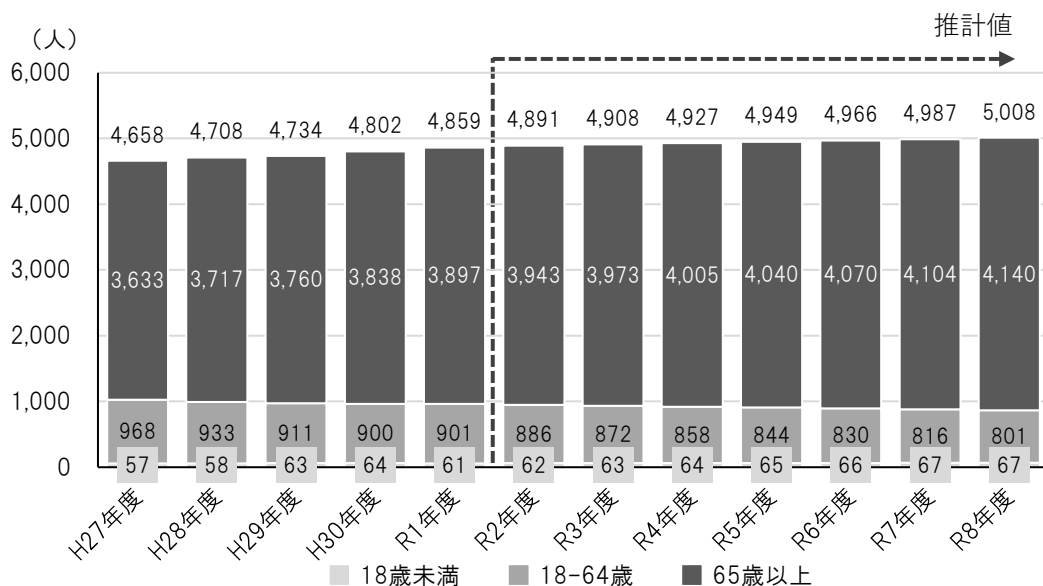


資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数、市町村別療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度 3 月末時点）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和元年度末時点では 4,859 人となっています。65 歳以上人口の増加に伴い、身体障害者手帳所持者も並行して継続して増加していくことが予測され、令和 8 年度では 5,008 人となる見込みです。

【身体障害者手帳所持者数の推移と推計】



【障がい種別・等級別 身体障害者手帳所持者の内訳（令和元年度末時点）】

障がい種別	視覚	聴覚	平衡・音声	肢体不自由	内部
18 歳未満	2	4	0	36	19
18-64 歳	73	75	14	467	272
65 歳以上	262	293	53	1,853	1,436

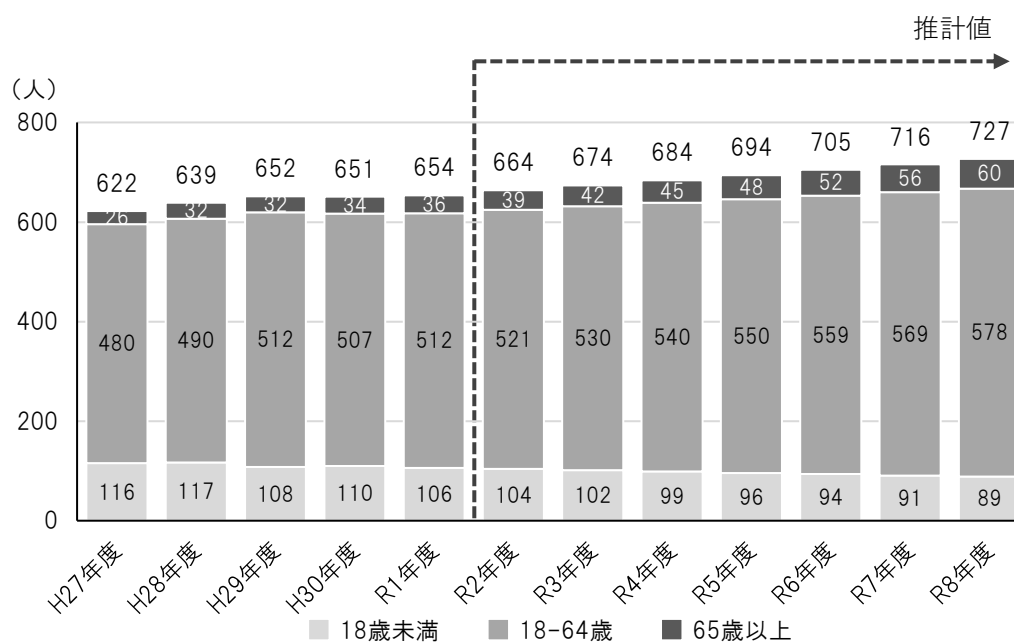
等級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
18 歳未満	30	16	7	5	3	0
18-64 歳	288	161	134	172	86	60
65 歳以上	1,102	517	665	1,051	306	256

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、単位：人、各年度 3 月末時点）

（４）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和元年度末時点では 654 人となっています。発達障がいの認知度が上昇するにつれて療育手帳取得者も増加する傾向があることから、本市においても今後継続して増加していくことが予測され、令和 8 年度では 727 人となる見込みです。

【療育手帳所持者数の推移と推計】



【判定別 療育手帳所持者の内訳（令和元年度末時点）】

判定別	A	B
18 歳未満	41	65
18-64 歳	230	282
65 歳以上	21	15

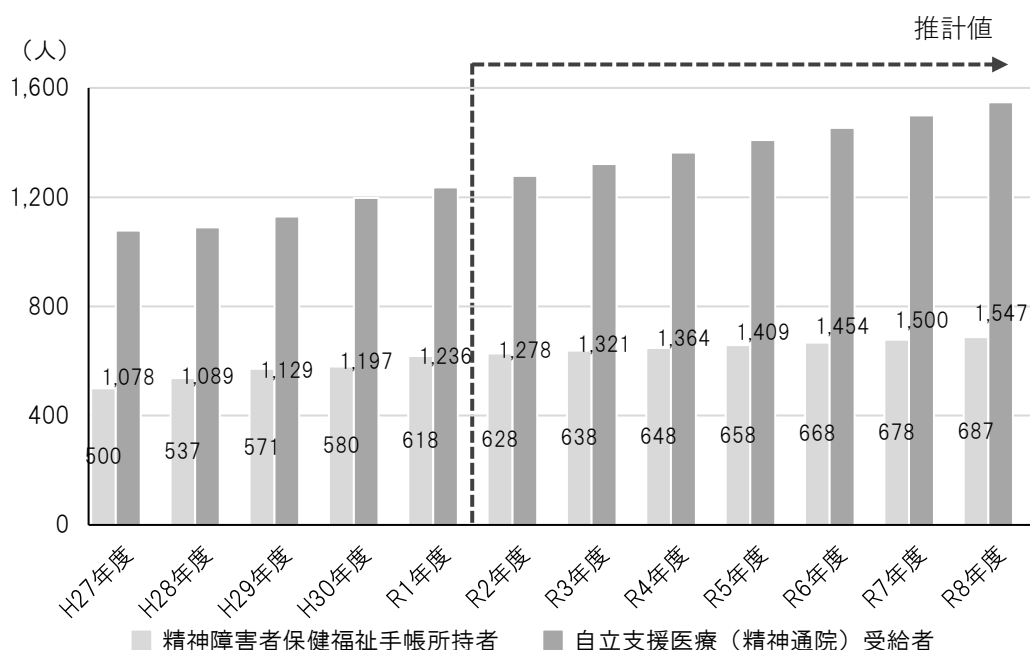
資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、単位：人、各年度 3 月末時点）

（５）精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院） 受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和元年度末時点では 618 人となっています。うつ病や不安障がいなどの社会的背景に基づく精神疾患の注目によって今後も継続して増加していくことが予測され、令和 8 年度では 687 人となる見込みです。

自立支援医療（精神通院）受給者数も同様に増加傾向にあり、令和元年度末時点では 1,236 人で、令和 8 年度時点では 1,547 人となる見込みです。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び
自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計】



【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳（令和元年度末時点）】

等級別	1 級	2 級	3 級
全年齢	37	302	279

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、単位：人、各年度 3 月末時点）

① 総人口の推計方法

総人口の将来推計値については、コーホート変化率法に基づいて算出しています。

コーホート変化率法とは、各コーホート（同年又は同期間に出生した集団のこと）ごとに、加齢に伴って生じる年次ごとの変化をこれまでの実績に基づいて計算する方法です。

平成 27～令和元年の人口を基準人口とし、1 年ごとの男女・年齢別人口を算出し、これまでの実績より計算した変化率を各年で掛け合せた上で、基本計画の最終年である令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日時点）までの将来推計人口としました。

② 障がい者手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者の推計方法

障がい者手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者の将来推計値については、該当者※の出現率を計算した上で算出しています。

出現率	n 年度の該当者数／n 年度の総人口
	例) 18 歳未満身体 (57 人) ／18 歳未満総人口 (13,745 人) ＝出現率 (0.4%)

直近 5 年間の出現率を算出した上で、5 年間の出現率の増減率を算出し、5 年間平均を将来の出現率を算出するための係数として設定します。

増減率	n+1 年度の出現率／n 年度の出現率
	例) H30 出現率 (17.7%) ／H29 出現率 (17.4%) ＝増減率 (101.5%)

採用した増減率を令和元年度の出現率に掛け合わせることで、令和 2 年度の出現率が算出されます。令和 2 年度の出現率を総人口に掛け合わせることで、令和 2 年度の該当者人口が算出されます。

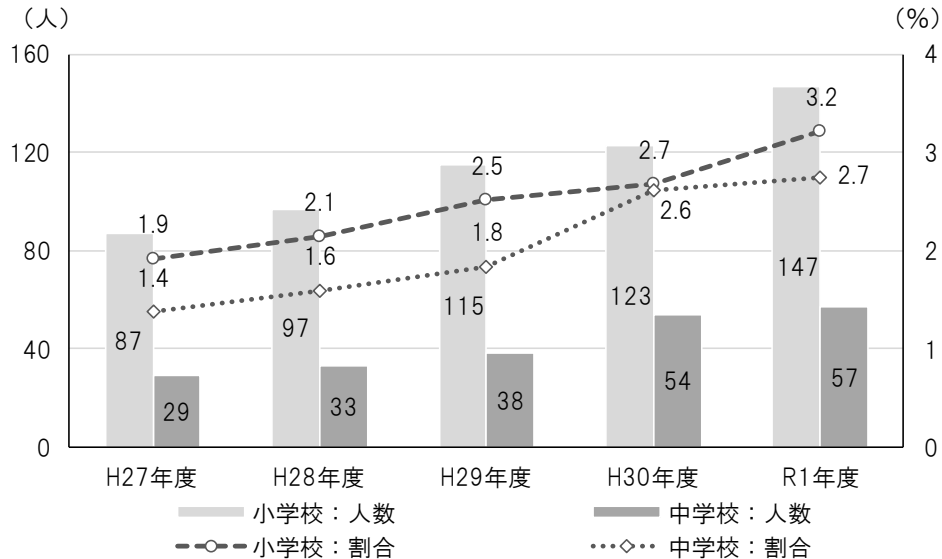
以上の計算を繰り返し、基本計画の最終年である令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日時点）までの障がい者手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者の将来人口としました。

※該当者：身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者を指す

(6) 障がいのある児童の状況

特別支援学級に通う児童・生徒数は増加傾向にあり、令和元年度時点で小学校が 147 人、中学校が 57 人となっています。また、京都府立向日が丘支援学校に通う児童・生徒数は増減を繰り返しつつも横ばいで推移しています。

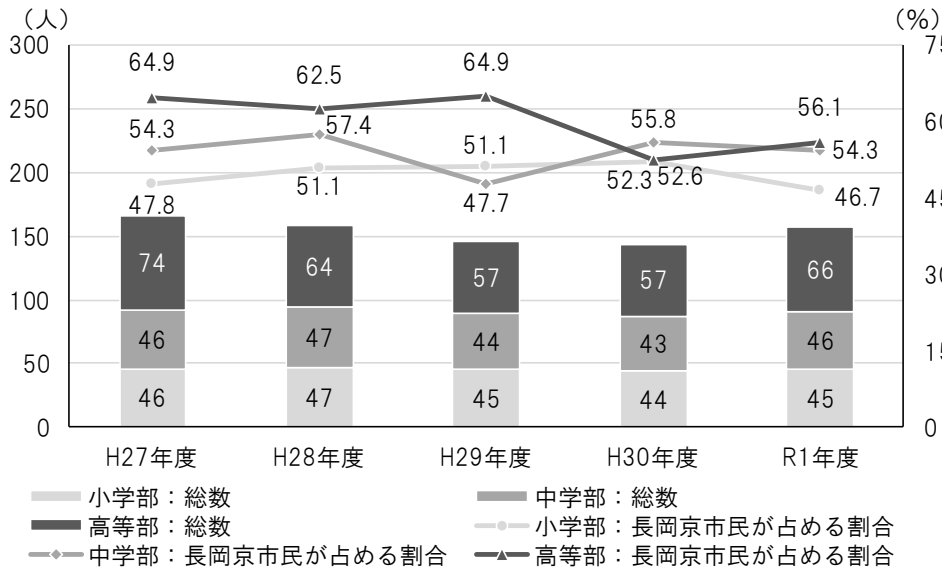
【特別支援学級に通う児童・生徒数と割合の推移】



資料：長岡京市学校教育課（各年度 5 月 1 日時点）

※割合は「特別支援学級に通う児童・生徒／小学校又は中学校の児童・生徒数」で算出

【京都府立向日が丘支援学校に通う児童・生徒数と割合の推移】



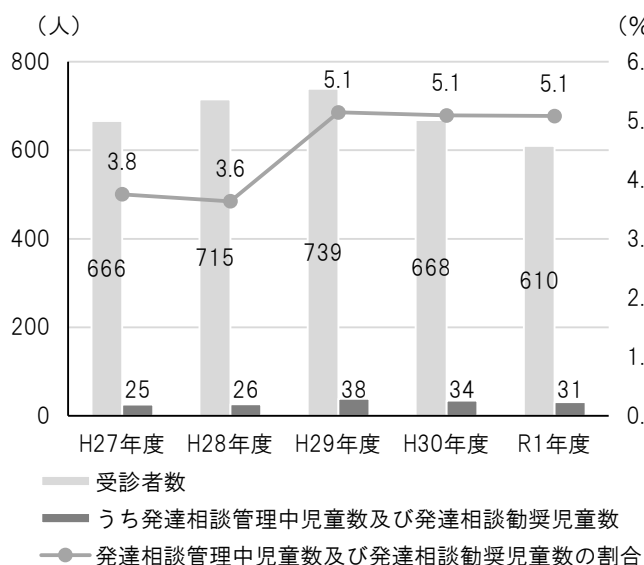
資料：京都府立向日が丘支援学校（各年度 5 月 1 日時点）

※割合は「向日が丘支援学校に通う長岡京市民／向日が丘支援学校に通う児童・生徒総数」で算出

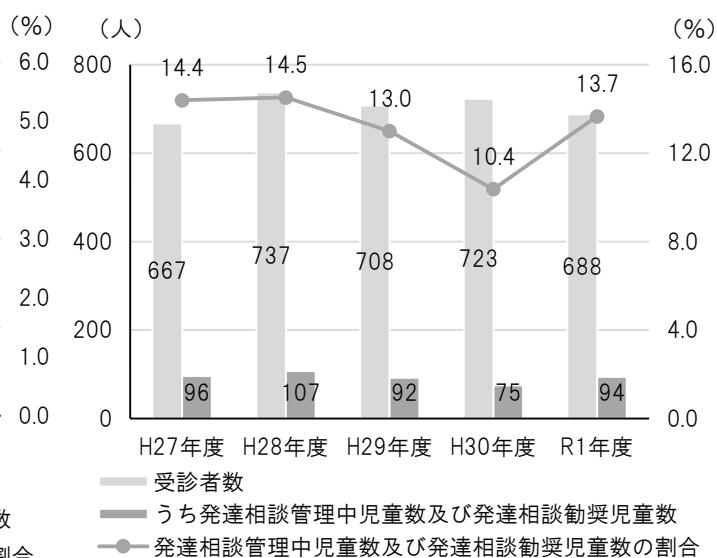
(7) 相談・健診状況からみる児童の状況

1歳8か月健診受診者数は令和元年度末時点で受診者数は610人、うち発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数は31人となっており、受診者数に占める割合は増加傾向にあります。また、3歳6か月健診受診者数は令和元年度時点で688人、うち発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数は94人となっており、受診者数に占める割合は減少傾向にありましたが、令和元年度は増加しています。

【1歳8か月健診受診者数と割合の推移】



【3歳6か月健診受診者数と割合の推移】



資料：長岡京市健康づくり推進課（各年度3月末時点）

※割合は「発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数／受診者数」で算出

(8) 障がい福祉サービス等費用額の推移

障がい福祉サービスの費用額の推移をみると、実利用者数は増加傾向にあり、併せて総費用額も増加しています。内訳をみると、訪問系サービスと日中活動系サービスが増加傾向にあり、一人あたり費用額も年々増加しています。

障がい児通所支援の費用額についても、実利用者数、総費用額ともに増加傾向で推移しています。通所系サービスの費用額が増加傾向にあり、一人あたり費用額も年々増加しています。

【1 か月あたりの障がい福祉サービスの費用額の推移】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実利用者数（人）	467	485	505	527	533
総費用額（万円）	12,345	12,783	13,494	14,177	14,900
訪問系サービス	1,851	2,965	3,276	3,673	3,976
日中活動系サービス	7,086	7,391	7,565	7,786	8,112
居住系サービス	3,271	2,162	2,463	2,466	2,584
相談系サービス	137	265	190	252	228
一人あたり費用額（万円）	26.4	26.4	26.7	26.9	28.0

【1 か月あたりの障がい児通所支援の費用額の推移】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実利用者数（人）	257	235	301	332	355
総費用額（万円）	1,214	1,322	1,736	2,003	2,484
通所系サービス	1,003	1,188	1,550	1,828	2,346
相談系サービス	211	134	186	175	138
一人あたり費用額（万円）	4.7	5.6	5.8	6.0	7.0

資料：国民健康保険団体連合会（各年度3月末時点）

2 現状と課題の整理

テーマ1 理解促進

【 障がい福祉の動向 】

- 平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止に加えて、合理的配慮を提供することが行政機関に義務付けられました。
- 京都府において、誰もが相互に人格と個性を尊重しあい支えあう共生社会の実現に向け、平成 27 年 4 月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を、平成 30 年 3 月に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」を施行しました。
- 本市においても、障がいの有無にかかわらず、安心して自分らしく暮らせる共生のまちをめざすため、平成 30 年 4 月に「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行しました。この条例では主に、障がいに対する理解の促進をはじめ、障がいのある人の社会参加の全市的な支援、多様なコミュニケーション手段の選択機会の確保と利用機会の拡大について示しています。

【 関連する調査結果 】 《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆日常生活で差別や偏見を感じることは少なくなってきた一方で、市民の障がいに対する理解はあまり進んでいないことがうかがえます。また、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の認知度も 32.7%と低い状態にあります。

【日常生活において差別や偏見を感じるか】

	今回調査	前回調査（H26）
感じる※	33.1%	36.9%
感じない	58.7%	53.2%

※「よくある」と「たまにある」の合算。前回調査では「ある」と「少しある」

- ◆上記の今回調査結果での手帳種類別の数値は、身体：「感じる」23.7%、「感じない」68.3%、療育：「感じる」48.4%、「感じない」41.7%、精神：「感じる」48.5%、「感じない」43.6%となっており、身体障がいのある人と比べて知的障がい・精神障がいのある人が差別・偏見を「感じる」と回答した割合が高くなっています。

【市民の障がいに対する理解について】

	今回調査	前回調査（H26）
進んできた※	39.6%	40.3%
進んでいない	15.8%	13.9%
どちらともいえない	32.2%	35.0%

※「かなり進んできた」と「まあまあ進んできた」の合算

- ◆差別を感じる場面として、公共交通機関や医療機関、お店を利用したときが多く挙げられています。
- ▲地域住民の障がいのある人に対する理解を得るために、小学校区などを単位とした理解促進のための取り組みが必要です。
- 普段の暮らしの中で、障がいのある人と住民や地域がつながる機会をさらに増やしていく必要があります。
- 全ての子どもの成長発達を目的として、障がいの有無にかかわらず、地域住民の協力のもとで共に学び育つことのできる環境づくりを進める必要があります。
- 市の行事や取り組みに、障がいのある人の参加も想定した開催方法を検討する必要があります。

今後の課題

- 学校教育やイベントなど、あらゆる機会をとらえて障がいのある人とない人の交流の促進、幼少期からの理解啓発、市民行事に参加しやすい環境づくりなどを図っていくことが必要です。
- 交通機関や医療機関の利用時や、買い物の際のお店の対応などにおいて、差別や偏見を感じるという意見が障がいの種別を問わず多いことから、地域で暮らす住民だけでなく、事業者に対する障がい理解促進も必要となっています。
- 「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の認知度が低い状況にあるため、条例の理念を浸透させる取り組みが必要です。
- 障がい者基本条例の趣旨に基づき、障がい者差別の解消や障がい理解の促進を目的に行っているあいサポート運動についても、さらなる周知啓発が必要です。特に、知的障がい・精神障がいのある人への理解を深める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症への不安や恐れにより、正確な知識に基づかない不当な差別や偏見などの人権侵害が起こっています。障がいの特性により「新しい生活様式」に対応できない事例について理解啓発を進める必要があります。

テーマ2 保健・医療

【 障がい福祉の動向 】

- 国の市町村障害福祉計画（第5期）・市町村障害児福祉計画（第1期）においては、新たに精神障がいのある人の地域移行促進と、医療的ケアを必要とする子どもへの支援が位置づけられました。
- 「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に規定する相談体制を整備するため、平成30年4月に精神障がい者に対する差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受ける長岡京市精神障がい者連絡員を設置しました。

【 関連する調査結果 】 《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆医療を受ける際の困りごととして、通院が困難であると回答した人が多くなっています。
- ◆医療費を負担に感じている人や、近くに専門的な医療機関がないといった回答は前回調査よりも少なくなっています。
- ◆悩みや困りごとを相談する相手として医師や看護師を選択する人が一定数いる一方で、医療機関利用時にコミュニケーションに困ったり、差別や偏見を感じる人もいます。
- ◆長岡京市の障がい福祉について、「適切な保健・医療サービスが充実している」と感じている割合は6割程度で、第5次計画で掲げた目標値（70%）を下回っています。

【適切な保健・医療サービスが充実していると感じるか】

	全体	身体	療育	精神
そう思う※1	60.6%	61.9%	49.8%	64.2%
そう思わない※2	29.6%	28.1%	38.4%	28.5%

※1「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合算

※2「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」の合算

- ▲既存の医療型児童発達支援センターが府内の他自治体にあるため、市内又は乙訓圏域内において医療機能が充実した児童発達支援センターの設置を求める意見が多くなっています。
- 医療機関での受診や検査などにおいて、円滑に意思疎通ができるよう合理的配慮の視点に立った医療サービスの提供が必要です。
- 職場環境の影響や認知症の人の増加など、精神疾患を抱える人は年々増えている状況にあることから、誰もが抱えうることや予防できることなど、精神障がいについての理解を広めていく必要があります。
- 「医療機関・医療関係者」と連携している、又はしたいと考えている事業所や団体が多くなっています。サービス利用者についての情報共有が必要という意見が一定数みられます。

今後の課題

- 医療的ケアの必要な児童に対する支援の充実が求められています。
- 差別や偏見を感じた場面として医療機関を挙げる回答が多くなっているほか、病院でのコミュニケーションについて困難を感じている人も一定数みられるため、引き続き医療機関や医療関係者に対しても障がい理解を促進する必要があります。
- 医療機関との連携を通じて、医療的ケアを必要とする人にも対応できる仕組みを構築していく必要があります。

テーマ3 教育・療育

【 障がい福祉の動向 】

- 平成 26 年 1 月に日本が批准した障害者権利条約の第 24 条には、全ての人を排除しないインクルーシブ教育を確保するために、個人に必要とされる合理的配慮の提供の必要性がうたわれています。
- 平成 30 年 4 月より改正施行された「児童福祉法」においては、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応するため、居宅訪問型児童発達支援の創設や医療的ケア児への支援などが新たに盛り込まれました。
- 乳幼児から成人期まで切れ目のない一貫した支援を行うため、平成 28 年度より「ながおかきょう“リンク・ブック”」を導入し、疾病や発達に課題がある子どもやその家族などからの相談に対して必要な支援につながるよう関係機関との連携を強化する取り組みを進めています。

【 関連する調査結果 】 《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ▲放課後等デイサービスの高いニーズに対して、提供する場所やスタッフの確保が課題となっています。

【定員増員や新規参入が進まない理由】

	放課後等 デイサービス	児童発達支援	障害児 相談支援
サービス提供場所の確保が困難	5 件	3 件	1 件
職員の確保が困難	5 件	4 件	5 件
報酬単価が低い	1 件	2 件	3 件

- ▲障害児相談支援や児童発達支援についても利用者が増え続けている状況にあります。高いニーズに対して事業所数が不足しているため、新たな事業所の設置や相談支援専門員の増員等を通じて受け皿を確保する必要があります。
- 地域において療育機関や専門性のある機関などが不足している中、支援を受けるために乙訓圏域外に通わざるを得なくなるなど、当事者や家族の負担が大きくなっています。

- 成長の過程で多様な特性や能力が発現する中、子どもの個性を関係機関同士がしっかりと把握できる連携体制を強化する必要があります。また、本人の希望や能力を踏まえた進路を提案できる環境づくりも求められます。
- 多くの事業所では、特別支援学校や小学校と連携が必要と考えています。

今後の課題

- 放課後等デイサービスに対するニーズが高くなっていますが、事業所側の意見として、職員や提供場所の確保が困難といった点が参入をためらう要因として指摘されています。福祉に携わる人材の確保は今後も継続して取り組む必要があります。
- 放課後等デイサービスについては、国から重症心身障がい児に対応できる事業所の確保が求められている一方で、人材不足や報酬単価の面から、実際には受け入れが難しいという課題があります。また、医療との連携を円滑に行うための仕組みづくりも求められます。
- 社会全体が皆で支え合う共生社会を実現するために、子どもたちが学校や地域などで障がいの有無等にかかわらず共に学び合い、共に行事などに参加する中で、お互いの社会性を育むことが必要です。
- 発達に課題がある子どもや障がいのある子どもにとって、乳幼児期から成人期まで途切れることのない一貫した支援が行われることが大切です。そのため、保育、福祉、教育などの関係機関による切れ目ない連携システムの構築が求められています。また、発達や障がいに関する相談支援を充実させ、早期発見、早期対応できる体制を作ることが必要です。
- 障害児相談支援専門員の人員確保や障害児相談支援事業所の拡充が望まれています。

テーマ4 地域生活の継続

【 障がい福祉の動向 】

- 平成 30 年 4 月より改正施行された「障害者総合支援法」では、障がいのある人の望む地域生活を支援するため、自立生活援助や就労定着支援といったサービスが新たに創設されました。
- 京都府向日が丘支援学校の改築計画に併せて、教育と福祉の連携を密にした複合的な施設の整備を図るため、「ふれあい・学び合い・育ちあう 地域に開かれた共生型福祉施設」を基本理念とした「長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画」を令和元年 5 月に策定しました。
- 令和 3 年 4 月に改正施行される「社会福祉法」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築が示されました。

【 関連する調査結果 】 《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆主な介助者の年齢は、60 歳以上が半数となっています。介助者の抱える不安については、将来への不安や自身の健康状態などが高くなっています。

【主な介助者の年齢】

	49 歳以下	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
全体	21.8%	25.1%	23.6%	28.9%

- ◆長岡京市で生活するために必要な支援として、経済的負担の軽減やサービスが適切に利用できる環境、緊急時に助けてくれる人がいる地域づくりなどが求められています。
- ▲地域に不足していると感じるサービスとして、グループホームやショートステイの割合が高くなっていますが、提供場所や職員の確保が困難なため参入が難しいといった回答が多くみられます。

- 親の高齢化による介護力の低下が心配されています。これまで通りのケアが困難で、親と子それぞれの社会参加の機会も少なくなっている傾向がみられます。
- 精神障がいの人にはひきこもりの人も多く、現行の障がい福祉制度では支援の対象としない人もいる中で、家族の介護における負担増が心配されています。
- 地域での支援が受けられない場合、市外や乙訓圏域外など、住み慣れた地域から離れた施設に入所せざるを得ないという課題がある中、生活支援全体について、地域でどのような支援をしていくべきかを検討する機会が必要です。

今後の課題

- 福祉に携わる人材の確保について、学校に対する福祉教育の充実、地域と事業所の交流を通じた職業への理解促進など、障がい福祉サービスに携わることへの関心を育むとともに、就労環境の改善に向け、国等へ要望を行っていくことが必要です。
- 提供するサービスの質を向上させるため、福祉人材の質の向上が求められています。専門性の高いニーズへの対応も課題として挙げられていることから、より専門的なスキルを獲得できる研修の開催など、育成のための取り組みが求められています。
- 相談支援に対するニーズが増加する一方で、相談支援専門員の資格取得要件の厳しさや報酬単価の低さもあり、相談支援事業所の開設や相談支援専門員の増員が困難な状況です。相談支援事業に関する報酬の適正化などを国に要望するとともに、圏域内の自立支援協議会等において相談支援体制のあり方について協議し、相談支援の方向性や具体的な取り組み内容について共有し、課題解決に向けて協議していくことが必要です。
- 本市においても、「親亡き後」として、当事者に対するケアの質の低下や社会参画の機会の喪失など、様々な問題が心配されます。当事者や家族の意思を尊重しながら、地域において自分らしく暮らすことができるよう、サービス提供や就労支援をはじめとした、総合的なサポートが必要です。
- 地域とのつながりを持つことのできる施設としてグループホームの利用を希望する人が多い一方で、提供側の意見として、職員確保の困難や開設のための初期投資が高額であることなどが、事業実施の課題として挙げられています。

テーマ5 雇用・就労

【 障がい福祉の動向 】

- 「障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）」が改正され、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止と、障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定されました。
- 法定雇用率については、平成 30 年より水準が引き上げられ、精神障がいのある人が法定雇用率の対象となりました。

【 関連する調査結果 】《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆働いている人のうち、正社員として勤務している割合は5割程度で、前回調査時よりも高くなっています。
- ◆退職の経験については、精神障がいのある人では6割以上と高くなっています。周囲とのコミュニケーションが困難であったことや、理解や配慮を得られなかったことが主な要因となっています。

【退職の経験について】

	全体	身体	療育	精神
あった	29.2%	23.5%	18.5%	62.4%

- ◆就労に必要なこととして、職場での理解や通勤手段の確保を求める声が多くなっています。
- ◆今後利用したいサービスとして、就労継続支援（A型・B型）のニーズが知的障がい・精神障がいのある人において高くなっています。
- ▲就労継続支援を提供する事業者側では、一部の日程への利用希望者の集中等があったため、受け入れを断ったという回答がみられます。

- 就職できる受け皿がある一方で、退職する人も多いため、相談体制とキャリアアップの仕組みが必要となっています。
- 福祉的就労であっても経済的自立を果たせるよう、事業所における工賃向上のための様々な取り組みが必要となっています。

今後の課題

- 職場における配慮や、障がいの特性に応じた働き方を求める声がみられる中、職場以外の相談支援が必要であるという意見が多いことから、職場における理解促進だけでなく、就労後のフォローアップなど、本人に寄り添った形での就労支援が必要です。
- 知的障がい・精神障がいの人において就労継続支援(A型・B型)の利用意向が高くなっていますが、提供する事業所側では、利用希望者の集中などを理由として受け入れできなかったケースがみられることから、引き続き、サービス量の拡充に努めていく必要があります。また、障がいのある人等がそれぞれの適性にあった仕事を見つけることができる環境整備や、働く場所等を選択できる仕組みづくり、専門性の高いケースに対応できる職員の育成も必要です。
- 障がいのある人が経済的自立を果たすため、工賃向上に向けた販路拡大などの取り組みも求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動の停滞を通じて雇用・就労に大きな影響を及ぼしています。障がいのある人においても一般就労・福祉的就労ともにこれまでの取り組み方の見直しなどの対応が必要です。

テーマ6 文化芸術・スポーツ

【 障がい福祉の動向 】

- 平成 23 年 8 月より「スポーツ基本法」が施行され、障がいがあっても、その特性や程度に応じて、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援することが求められています。東京でのオリンピック・パラリンピック開催が予定されており、スポーツを通じた社会参画の機運が高まっています。
- 「スポーツ基本法」に基づき、平成 29 年 3 月に国が改定した「第 2 期スポーツ基本計画」においては、障がいのある人（成人）の週 1 回以上のスポーツ実施率を 40%程度（令和元年 11 月時点の実施率は 25.3%）まで引き上げることが目標として掲げています。
- 「スポーツ基本法」の規定に基づいて策定した「長岡京市スポーツ推進計画」について、基本的な理念や目標を継承しながら、計画の一層の充実を図るため、令和 2 年 3 月に中間改定を行いました。
- 平成 30 年 6 月より「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術の鑑賞と創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。
- 「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として本市の文化芸術推進施策の中期的指針である「長岡京市文化芸術推進ビジョン」を令和 2 年 3 月に策定しました。

【 関連する調査結果 】《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆趣味やスポーツを目的として外出するという回答はあまり多くなく、前回調査結果からも大きな変化はみられませんでした。
- ◆趣味やスポーツを行うにあたって、コミュニケーションや情報入手を負担に感じたり、差別を受けていると感じている人が一定数いることがわかります。

- ◆長岡京市の障がい福祉について、「身近で文化・芸術にふれる機会があり、生活にうるおいや充実を感じる」割合は約4割で、第5次計画で掲げた目標値（60%）を下回っています。

【身近で文化・芸術にふれる機会があり、生活にうるおいや充実を感じるか】

	全体	身体	療育	精神
そう思う※1	42.1%	43.3%	37.9%	37.6%
そう思わない※2	44.0%	41.7%	47.9%	52.1%

※1「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合算

※2「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」の合算

- 障がいのある人の可能性を広げるという観点から、スポーツや習い事教室など、文化的な活動の機会においても、障がいのある人の受け入れを進めていくことが求められています。
- 「障がい」に特化した取り組みや行事には、障がいのない人が参加しにくいいため、障がいの有無にかかわらず交流できる場が求められています。
- 文化・スポーツを楽しむ機会については、個人で情報を入手しなくてはならず、必要な情報を得ることが難しいと感じている人が多いです。

今後の課題

- 文化芸術やスポーツの機会や場が地域にない、障がいのない人と交流をする機会がないといった声が多く寄せられたため、引き続き機会の拡充を進め、障がいの有無等にかかわらず交流できるような事業のあり方について検討する必要があります。
- 安心して快適に利用できる余暇活動の場や機会の拡充とともに、情報発信のあり方や気軽に参加できる環境づくりの方策についても、検討を進めていく必要があります。
- 移動などに負担を感じ参加をためらってしまうことのないよう、気軽に参加できるための方策の検討が必要です。

テーマ7 安心・安全

【 障がい福祉の動向 】

- 近年は様々な自然災害が全国的に発生しています。障がいのある人は、障がいによる困難さから避難行動が遅れてしまったり、避難所への避難にためらいを感じる人もいるため、障がいのある人にも配慮した防災体制のあり方を構築することが求められています。
- 合理的配慮提供の一環として、障がいのある人の情報アクセシビリティの確保も重要となっています。対応マニュアルの作成や手話条例の制定など、様々な取り組みが全国自治体で進められています。
- 障がいのある人の自己決定権を尊重するため、成年後見の考え方が重要となっています。平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、利用促進のための地域ネットワークの構築などが求められています。

【 関連する調査結果 】 《◆：市民アンケート ▲：事業所アンケート ●：団体ヒアリング》

- ◆成年後見制度については、名称の認知度は高いが内容の認知度は低い回答結果となっています。
- ◆避難行動について、6割の人が自力あるいは誰かの手助けを借りて避難できると回答している一方で、2割弱の人ができないと回答しています。また、約4割の人が近所に助けてくれる人がいない、約3割の人が近所に助けてくれる人がいるかわからないと回答しています。

【近所に助けてくれる人がいるか】

	今回調査	前回調査（H26）
いない	38.8%	38.5%
わからない	32.8%	32.0%

- ◆避難所の設備、周囲とのコミュニケーション、服薬している薬の入手などに対する不安などが、避難所への避難にためらいを感じる要因として挙げられています。

- ◆行政による情報提供について、広報紙や窓口でのコミュニケーションは比較的に利用しやすい一方で、「障がい者福祉のしおり」や市ホームページは利用しにくいと感じている人が一定数いることがわかります。
- ◆長岡京市の障がい福祉について、「行政からの必要な情報を入手しやすい」と回答した人の割合は約4割で、第5次計画で掲げた目標値（50%）を下回っています。

【行政からの必要な情報を入手しやすいか】

	全体	身体	療育	精神
そう思う※1	44.7%	47.3%	35.5%	43.7%
そう思わない※2	41.6%	38.5%	50.7%	44.8%

※1「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合算

※2「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」の合算

- 学校や福祉避難所などにおいて支援に携わる人が円滑に避難の支援を行うことができるよう、日頃からスキルを上げる研修等の開催や、誰でも一定の質のサポートができるよう、マニュアル等の作成が求められています。
- 障がいのある人を含む災害弱者に対しても、防災について日頃から意識するための啓発を進める必要があります。また、障がい者の参加も想定した防災訓練を開催するための方策の検討も必要です。避難支援だけでなく、理解促進という点からも、障がいのある人の防災訓練参加を通じて地域住民にその存在を認識してもらうことが重要です。

今後の課題

- 避難所への自主的な避難にためらいを感じており、避難所生活に対しても様々な不安を抱えている人が多いことがうかがえます。地域住民との関係性を構築していく中で、専門的知識がなくても対応できるようなマニュアル等の作成や、障がいのある人の参加も想定した防災訓練を実施するなど、幅広い想定のもと対応できる体制づくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある人の特性に応じた情報提供・窓口対応の方法のさらなる検討や、合理的配慮に基づいたアクセシビリティの確保が必要となっています。
- 成年後見制度に関するさらなる周知と理解啓発を進め、ためらいを感じることなく利用できる環境を整えていく必要があります。
- 感染症予防等に必要な情報や「新しい生活様式」に関する情報が障がいのある人に行き渡るよう、広報をする必要があります。

第3章 理念と目標

1 本市の障がい福祉の理念

本市では、平成28年に策定した「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」において掲げた基本理念「自分らしく生きることのできるまち 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」に基づき、一人ひとりが互いを認めあい、自分らしい暮らしを支えることのできる障がい福祉を推進してきました。

第5次計画の期間中には、その理念をより具体的な形にするため、平成30年4月より「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行しました。この条例では、お互いの違いを認めあい、多様な個人が共に支えあって暮らす共生社会の実現をめざすことをうたっています。

このたび、新たに第6次計画を策定するにあたって、本市のこれまでの取り組みを踏まえつつ、条例において示した社会を実現するために、新たに以下の基本理念を掲げます。

《基本理念》

誰もが共に自分らしく暮らす
住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京

誰もが



障がいの有無にかかわらず、全ての人が公平・平等である

共に



お互いの違いを認めあって信頼し、共に支えあうことができる

自分らしく暮らす



自分の人生に希望を持ち、自分の意思で自分の生き方を決定できる

2 障がい福祉施策を進めていく上での視点

(1) ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

第5次計画と同様に、全ての人が障がいの有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつ全ての人が排除されることなく包摂され、居場所がある社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい福祉施策を推進していきます。

(2) 地域共生社会の実現

国は、平成28年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等の全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高めあうことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みづくりを進めていきます。

(3) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障がい福祉に関する目標としては「不平等」（差別解消）や「教育」（インクルーシブ教育）、「経済成長と雇用」（障がい者の雇用）等が挙げられています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本目標

本市の障がい福祉の理念を踏まえ、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 ふれあい・わかりあい・支えあうことができる

施策の方向性

障がいのある人となない人との相互理解に向けて、ふれあい交流できる機会を充実させます。また、地域で暮らす人々がお互いに支えあいながら障がい福祉を推進することのできる環境を作ります。

基本目標2 保健・医療サービスの安心がある

施策の方向性

疾病の早期発見や予防に加え、地域での医療提供体制の充実を図ります。また、心の健康づくりや医療・リハビリテーションの充実を促進することで、日常生活を健康に過ごせるよう支援します。

基本目標3 子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる

施策の方向性

障がいのある子どもや発達に課題のある子どものライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援体制を構築します。また、各機関との円滑な連携と、適切な支援が継続できる体制を作ります。

基本目標4 住み慣れた地域で継続して生活できる

施策の方向性

障がいのある人が、自分らしい暮らしができるよう、地域での自立生活を支えるサービスを充実させるとともに、多様な相談ニーズに対応できる相談支援の充実を図ります。また、福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実を図ります。

基本目標5 自分らしく働くことができる

施策の方向性

障がいのある人が生きがいを持って社会参加できるよう、働く意欲と工賃の向上をめざします。また、公的機関や民間事業者に対する雇用の促進に向けた理解啓発にも取り組みます。

基本目標6 文化芸術・スポーツ活動を楽しむことができる

施策の方向性

障がいのある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、文化芸術やスポーツ活動の場の充実に取り組みます。また、スポーツや文化・芸術活動に関する情報提供や参加のためのサポートなどを通じて、活動の活性化を図ります。

基本目標7 安心・安全で便利な環境がある

施策の方向性

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりを推進します。また、地域の支えあいに基づいた障がいのある人等の防災対策や権利擁護・虐待防止の取り組みを行います。

第4章 障がい福祉施策の展開 (障がい者(児)福祉基本計画)

★計画の見方について

施策 21 移動環境の充実

障がいのある人の日常生活における移動が妨げられることなく、地域活動などの社会参加やサービス事業所への通所がしやすいまちとなるよう、歩道の整備や移動支援の充実に取り組みます。

○該当施策の基本的な方向性を冒頭に示しています。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したいまちやひとの姿	快適に移動ができ、自分らしい生活を送ることができる。		
代表指標	移動支援事業		
数値目標	期首値	189人	

○該当施策を通じて実現したい将来像を「達成目標」、施策全体の進捗を図るための指標を「代表指標」、代表指標の具体的な数値を「数値目標」として示しています。

○代表指標は下に掲載している具体的な事業より選択しています。

○数値目標については、令和元年度の値を期首値、計画最終年度(令和8年度)の値を期末値として掲載しています。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

98	長岡京駅前線整備事業		
	街路事業の実施に伴い、誰もが安全で快適に通行できる歩道の整備を行います。		
	舗装復旧・側溝改良事業及び交通安全施設整備事業		
		歩行空間を形成するため、歩道幅員の確保や交通安全施設の整備等を計画的に行います。	
		を向け、ノンステップバスの導入に関して、バス事業者への支援を行います。	
	★移動支援事業の推進事業<新規>	担当課	障がい福祉課
101	重度の障がいや視覚障がいのため一人での外出が困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を実施します。また、移動支援従事者養成研修を支援します。		
	愛のタクシーチケット事業<新規>	担当課	障がい福祉課
102	障がいにより外出困難な人の社会参加を支援するため、タクシーの料金などを一部助成します。		

○該当施策に基づいて展開する具体的な事業を掲載しています。★印がついている事業は代表指標を含む事業です。

○第6次基本計画期間中に開始する事業に加え、第5次基本計画には掲載していない既存事業で、第6次基本計画期間中に重点的に推進していく事業については<新規>と表現しています。

基本目標 1 ふれあい・わかりあい・支えあうことができる

施策 1 ふれあい・わかりあいのまちづくり

幼少期や学齢期の相互理解に向けて教育とも連携しながら、地域や市の事業などでの障がいのある人とない人が互いにふれあい交流できる機会や活動の場を充実させます。

また、疾病や障がいについて知り、学ぶ機会を積極的に提供するなど、市民や当事者などの理解促進に努めます。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	多様なふれあいを通じて、障がいのある人とない人の交流と相互理解が進んでいる。			
代表指標	長岡京市民の障がい者に対する理解が「進んできた」と思う障がいのある人等の割合※			
数値目標	期首値	39.6%	期末値	60%

※計画策定のためのアンケート調査結果

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

1	ほっこりんぐ事業	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス事業所で製作された製品を市役所や市のイベントなどで販売する機会を設け、施設利用者の工賃向上を図ります。また販売を通して、障がいのある人とない人の交流機会を創出し、障がいについての理解促進につなげます。		
2	★障がい理解・啓発事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨に基づき、共生のまちを実現するため、広報紙などを活用し、障がいについて理解を深め、その理解を定着させるための取り組みを行います。		
3	人権啓発イベント開催事業	担当課	共生社会推進課
	人権が尊重され、多様性を認めあう共生社会の実現をめざして「人権・男女共同参画フォーラム」を開催するなど、広く人権を考える機会を提供し、人権意識の普及・高揚を図ります。		

4	「障がい者児の人権を考える市民のひろば」開催事業	担当課	障がい福祉課
	市民が人権を考える機会として、障害者週間に併せて子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるよう配慮しつつ、障がいに関する企画や、映画、講演会、障がい当事者による発表などを行います。		
5	人権教育・啓発推進事業	担当課	生涯学習課
	人権週間に併せて人権啓発に関する標語・ポスター等を市民から募集し、入賞作品の展示を行うほか、人権問題研究市民集会の開催、ホームページを通じた人権啓発等を行います。		
6	社会福祉大会等開催事業	担当課	社会福祉課
	社会福祉大会において、自らその障がいを克服し、現在、自立更生して他の模範とするに足りると認められる人（自立更生者）と、永年にわたり、障がいのある人の更生援護に尽力し、その功績が顕著であると認められる人（更生援護功労者）に対してきりしま賞を贈呈します。		
7	福祉的な学習機会の提供事業	担当課	学校教育課
	福祉について関心を持ち、障がいのある人への正しい理解と認識を深めることができるよう、小・中学校における交流教育や体験活動の場を積極的に設け、子どもが互いに認めあい、支えあうことができる豊かな人間関係の育成に努めます。		
8	ヘルプマーク等普及啓発事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	援助や配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークを配布するとともに、その他の障がいに関連するマークについても、それぞれの意義や一人ひとりができる配慮のあり方を含めて普及啓発に取り組みます。		
9	まちづくりへの参画促進事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人の意見が行政運営や地域活動等において反映されるよう、当事者やその家族との対話の場を継続して設けるとともに、誰もが参加しやすい環境を整えつつ、審議会等への参画促進に取り組みます。		
10	イベント等に参加しやすい環境づくり事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	市や京都府、関係団体等によって開催される各種イベントや講座について、広報紙やホームページなどの情報媒体を活用した情報発信や、手話通訳者、要約筆者等の派遣をはじめとする人材支援の充実など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。		

施策2 支えあいのまちづくり

ふれあい・わかりあいを礎として、障がいのある人とない人の相互の支えあいやボランティアの活動を促進します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	日常生活や社会生活での支えあいがあり、 誰もが暮らしやすいまちになっている。			
代表指標	あいサポーター養成数（年間）			
数値目標	期首値	719 人	期末値	1,800 人

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

11	★あいサポート運動事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	誰もが暮らしやすい社会の実現をめざすため、多様な障がい特性を学び、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」の養成に取り組むとともに、あいサポート運動についてより多くの市民へ周知を進めていきます。		
12	障がい者社会参加・自立支援事業補助金給付事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人の活動の充実や当事者団体等の組織育成のため、障がい者団体が自主的に実施する事業経費に対する補助金の交付等の支援を行います。		
13	地域福祉活動団体支援事業	担当課	社会福祉課
	福祉ボランティア団体等の福祉活動を振興し、当該活動を行う団体等の健全な育成を図るために、活動の継続又は発展に係る事業に要する経費に対して、助成金を交付します。また、市内団体の活動の実態に合わせて、制度そのものの今後のあり方についても検討します。		

基本目標 2 保健・医療サービスの安心がある

施策 3 疾病等の予防と早期発見・対応

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見と治療に努めます。また、障がいのある人等やその家族に、健康づくりに関する指導・助言を行います。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	障がいの原因となる疾病等の予防や 早期発見・対応のため、健診や訪問等が 確実に行われている。			
代表指標	乳幼児健診（3歳6か月児）事業における受診率			
数値目標	期首値	96.9%	期末値	100%

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

14	★乳幼児・妊婦健康診査事業	担当課	健康づくり推進課
	乳幼児健診時に、乳幼児とその保護者を対象に、疾病等の予防・早期発見と育児支援等を行います。また、妊婦に対しては、医療機関での妊婦健診で使用する公費負担受診券つづりを発行し、支援等が必要な妊婦には訪問指導を行います。		
15	新生児訪問事業	担当課	健康づくり推進課
	新生児がいる家庭を訪問し、健康に係る問題を早期に発見し治療につなげます。また、育児上必要な助言や情報提供・育児相談に応じます。		
16	育児支援家庭訪問事業	担当課	健康づくり推進課
	障がいのある乳幼児（疑いを含む）がいる家庭を保健師等が訪問し、障がいの早期発見と、家庭内での円滑な育児への支援を行います。		
17	各種健康診査事業	担当課	健康づくり推進課
	長寿（後期高齢者）健康診査、健康増進法による健康診査、20・30歳代の健康診査、特定保健指導等を実施し生活習慣病予防を一層推進していきます。		

18	各種検診事業	担当課	健康づくり推進課
	健康の保持・増進のため、各種がん検診、胃がんリスク検診、肝炎ウイルス検診等の受診促進や、がんの早期発見、がんに関する正しい情報の普及啓発を図ります。		
19	特定健康診査事業	担当課	国民健康保険課
	健康と長寿の確保と医療費の伸びの抑制のため、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防を図る観点から国民健康保険の被保険者に特定健康診査と特定保健指導を行います。		

施策4 心の健康づくりの推進

医療、教育、福祉、保健・産業保健、民間団体等の関係機関との連携のもと、“心の健康”に関する知識の普及に努めます。また、早期に悩みを抱える人に気づき、初期段階で適切な対応ができるよう、地域における“心の健康”づくりを推進します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	誰でも気軽に安心して相談できる窓口が充実している。			
代表指標	精神保健福祉相談・精神障がい者連絡員相談の相談実績（年間）			
数値目標	期首値	107 件	期末値	150 件

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

20	★精神障がい者相談支援事業	担当課	障がい福祉課
	精神保健福祉士などの専門員が、精神障がいに関する相談等に応じます。また、精神障がい者連絡員が、精神障がいに対する差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に関する相談に応じ、市へ報告します。		
21	地域障がい者相談支援委託事業（精神）	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業の相談支援事業所が、精神障がいのある人等の日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護等について情報提供や相談に応じます。		
22	精神障がい者グループワーク事業	担当課	障がい福祉課
	家に閉じこもりがちな人や回復途上にある精神障がいのある人等を対象に、話しあい、創作活動等の社会参加の場を提供し対人関係の改善を図ります。		
23	自殺対策事業	担当課	社会福祉課
	自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人（ゲートキーパー）を、地域の中で1人でも多く増やすため講座を実施します。		

施策5 医療・リハビリテーションの充実

障がい特性等に配慮した参加しやすい健康づくり事業や、障がいの原因となる疾病等の予防を推進し、適切な治療へつなぎます。また、障がいのある人等に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう発症後の治療から社会復帰、社会参加までを支援します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	障がい特性や希望に応じた適切な 保健・医療サービスが充実している。			
代表指標	「（長岡京市は）適切な保健・医療サービスが充実している」と 思う障がいのある人等の割合※			
数値目標	期首値	60.6%	期末値	70%

※計画策定のためのアンケート調査結果

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

24	地域リハビリテーション事業	担当課	健康づくり推進課
	医師等による整形相談会や、作業療法士・理学療法士によるリハビリテーション相談の実施により、二次障がいの予防と地域リハビリテーションの概念の普及啓発を図り、地域で自分らしく暮らすことができる環境を作ります。		
25	自立支援医療給付事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人等が公費医療対象となる治療を受ける場合、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、自立支援医療特別対策事業、療養介護医療等の給付を行います。		
26	★地域医療体制の充実事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人が、地域において気軽に医療機関を受診できるよう、関係機関への啓発により、障がいに対する理解のある医療関係者を増やします。また、障がいのある人に対する医療制度・サービスの周知に取り組むとともに、医療的ケア児・重症心身障がい児者等の医療型短期入所の受入体制強化等に努めます。		
27	入院時意思疎通支援事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	意思疎通が困難な重度障がいのある人が入院した場合に、支援員の派遣等を通じて医療従事者との意思疎通の円滑化を図るなど、適切な治療が受けられるようコミュニケーション支援を実施します。		

基本目標3 子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる

施策6 早期療育・発達支援及び相談体制の充実

乳幼児の心身障がいや発達の遅れ等について、早期発見と早期支援の充実を図るとともに、「ながおかきょう“リンク・ブック”」等を活用して、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない一貫した支援を進めます。また、発達支援が必要な子どもを支える中核機関（児童発達支援センター）を整備し、各関係機関との円滑な連携と、適切な支援を継続できる体制を作ります。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	発達に課題のある子どもが早期に適切な支援につながっている。			
代表指標	長岡京市支援ファイル「ながおかきょう“リンク・ブック”」作成率 (想定される必要な人数に対する作成数)			
数値目標	期首値	56.9%	期末値	100%

※P126 資料編「ながおかきょう“リンク・ブック”について」参照

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

28	★発達障がい児者の支援体制整備事業	担当課	障がい福祉課
	子どもの発達に関わる福祉、保健、教育等の関係機関の連携強化により、切れ目ない支援体制を構築します。また、子どもの特性や発達について共有できる「ながおかきょう“リンク・ブック”」の活用を促進します。		
29	障害児相談支援給付・障害児通所給付事業	担当課	障がい福祉課
	子どもの発達課題に応じた児童福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じ、障がい児支援利用計画作成のための障がい児相談支援事業の支給決定をします。また、障がい児支援利用計画に基づき、適切なサービスを検討した上で必要な児童福祉サービスの支給決定をします。		
30	発達支援保育実施事業（巡回訪問）	担当課	子育て支援課
	保育所において、専門職チームによる巡回訪問を実施し、発達支援の必要な子どもに対する保育等支援技術の向上を図ります。		

31	軽度・中等度難聴児発育支援事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、健全な発達を支援します。		
32	発達障がいに関する理解啓発事業＜新規＞	担当課	教育支援センター
	発達面での支援が必要な子どもに関する情報を発信し、発達障がいに関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発と理解促進に取り組みます。		
33	教育相談事業	担当課	教育支援センター
	臨床心理士等専門の相談員が、子どもの教育に関する様々な心配や悩みについて、心理検査やプレイセラピー、来所による面談、電話による相談など、教育相談の体制の強化を図ります。		
34	医師・心理等発達相談事業	担当課	健康づくり推進課
	医師や発達相談員が、乳幼児の発育や発達、言葉の悩み等について随時相談に応じます。		
35	就学相談の実施	担当課	学校教育課
	障がいや疾病、発達に課題がある子どもの就学上の課題に対応するため、教育相談（必要に応じて発達検査の実施）及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を実施します。		
36	児童発達支援センター等整備事業	担当課	障がい福祉課 福祉政策室
	長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画に基づき、乙訓地域で生活している障がい児やその家族に対する支援機能や障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を行う地域支援機能を有し、地域の障がい児支援の中核となる児童発達支援センター等の整備を行います。		

施策7 疾病や発達に課題のある子どもへの保育や教育の充実

疾病や発達に課題のある子どもが、地域の支えのもとで健やかな成長を叶えられるよう、発達支援保育や教育相談、特別支援教育など支援の基盤を充実させ、個別支援や集団活動支援を推進します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	疾病や発達に課題のある子どもが安心して 生活し、学ぶための保育・教育環境が充実している。			
代表指標	発達支援のための加配保育士の配置数(公立・民間合計)			
数値目標	期首値	38人	期末値	40人

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

37	★発達支援保育実施事業	担当課	子育て支援課
	発達支援保育指導会議において、保育及び発達支援の必要な子どもについて総合的な検討を行うとともに、関係機関同士の連携強化を図り、より質の高い発達支援保育を実施します。また、インクルーシブ保育の実施のため、子どもの発達過程に応じ、指導計画に基づく保育を適切に実施し、発達支援加配保育士を配置します。		
38	通級指導の充実事業	担当課	学校教育課
	小・中学校において通常の学級に在籍している特別支援を要する子どもに対して指導を行います。		
39	学校教育管理事業（特別支援教育支援員の配置）	担当課	学校教育課
	小・中学校において発達障がい等により、通常の学級に在籍しながら特別支援を要する場合や、特別支援学級に在籍しながら特に介助等を必要とする子どもに対して、支援員を配置します。		
40	長岡京市教育支援委員会運営事業	担当課	教育支援センター
	障がいや発達に課題のある子どもの就学と教育的支援について調査及び審議を行い、適切な就学につなぐとともに、特別支援教育に関する学習及び研究等を行い、支援体制の強化を図ります。		
41	小（中）学校就学援助支援事業 （特別支援教育就学奨励費支給事業）	担当課	学校教育課
	小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒に対して、就学に掛かる経費の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ることによって、特別支援教育の環境の充実に努めます。		

施策8 疾病や発達に課題のある児童への放課後支援の充実

疾病や発達に課題のある児童の放課後の過ごし場の確保することを通じて、児童の育ち、地域とのつながりづくりを支援します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	疾病や発達に課題のある子どもが、放課後の 充実した生活を過ごす場が保たれている。			
代表指標	放課後等デイサービスの支給決定者数分の実利用者数の割合			
数値目標	期首値	94.7%	期末値	97%

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

42	★障がい児通所給付事業（放課後等デイサービス）	担当課	障がい福祉課
	児童福祉法に基づく放課後等デイサービスについて、障がい児支援利用計画に基づき適切なサービスを検討した上で支給決定します。また、事業所・学校等の関係機関の連携に努めます。		
43	放課後児童クラブ育成事業	担当課	生涯学習課
	疾病や発達の課題がある子どもを放課後児童クラブで受け入れるための施設整備を行うとともに、加配支援員の配置など環境の充実に努めます。		
44	すくすく教室推進事業	担当課	生涯学習課
	学校や地域、家庭が一体となって、子どもの安全・安心な居場所を確保し、特別教室や体育館等の学校施設において、地域の活力を利用して、放課後や週末などの子ども達の活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取り組みを推進します。また、子ども同士の大切なふれあいの場となるよう、障がいの有無にかかわらず同じプログラムに参加できるように取り組みます。		

基本目標 4 住み慣れた地域で継続して生活できる

施策 9 自己決定を尊重した相談体制の充実

障がいのある人やその家族等が気軽に相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	身近で気軽な相談から専門相談まで、自己決定を支える相談体制が充実している。			
代表指標	地域障がい者相談支援委託事業における相談実績（年間）			
数値目標	期首値	9,160 件	期末値	11,000 件

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

45	★地域障がい者相談支援委託事業	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業の相談支援事業所が、障がいに関する日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護などの情報提供や相談に応じます。また、乙訓障がい者基幹相談支援センターをはじめとした関係機関との連携を強化します。		
46	心身障がい者相談事業	担当課	障がい福祉課
	身体障害者福祉法と知的障害者福祉法による障がい者相談員を設置し、相談員自らの経験を生かして相談に応じます。		
47	地域障がい者相談支援委託事業（精神）〈再掲〉	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業の相談支援事業所が、精神障がいのある人等の日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護等について情報提供や相談に応じます。		
48	地域相談支援事業（進路相談）	担当課	障がい福祉課
	特別支援学校卒業予定者が希望に沿った適切な進路に進むことができるよう、学校主催の進路相談に参画し、本人・保護者・学校・その他支援機関とともに支援します。		
49	相談支援体制充実事業<新規>	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス、児童福祉サービス利用希望者の増加に伴う計画相談のニーズへの対応をはじめ、総合的な相談対応や適切な支援へのつなげることのできる包括的な相談支援体制の構築をめざします。		

施策 10 障がい福祉サービス等の充実

地域での自立生活を支えるサービスの充実を図り、誰もが安心して障がい福祉サービス等を利用できる体制を整えます。また、障がいのある人の生活を支える用具を適正に給付します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	サービス等利用計画に基づく支給決定により、 適切なサービス利用が確実に行われている。			
代表指標	「サービス等利用計画」作成率			
数値目標	期首値	100%	期末値	維持

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

50	★指定特定相談支援給付・自立支援給付事業	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じ、サービス等利用計画を作成するための計画相談支援サービスの支給決定をします。また、サービス等利用計画に基づき、適切なサービスを検討した上で必要な介護・訓練等の障がい福祉サービスの支給決定をします。		
51	補装具給付事業	担当課	障がい福祉課
	身体障がいのある人が、国が指定する補装具を装着することにより失われた身体の一部、あるいは機能を補完できる場合に給付します。		
52	支援の資質向上のための研修参加事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	国や京都府が開催する、障がい福祉に関連する資質の向上を目的とした研修等に積極的に参加し、窓口対応やサービス提供の質の向上に取り組みます。		
53	日常生活用具給付適正化事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業上の日常生活用具について、種目や基準額、交付要件の適正化を図ります。		
54	相談支援体制充実事業＜新規＞ 〈再掲〉	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス、児童福祉サービス利用希望者の増加に伴う計画相談のニーズへの対応をはじめ、総合的な相談対応や適切な支援へつなげることのできる包括的な相談支援体制の構築をめざします。		

施策 11 住まいの確保

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、グループホーム等の整備を促進するとともに、障がいの特性を踏まえた生活環境の改善を支援します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	自分が選ぶ住まいで安心して快適に暮らすことができるよう、適切に制度が運用されている。			
代表指標	共同生活援助(グループホーム)の利用者数（3月末時点）			
数値目標	期首値	69 人	期末値	90 人

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

55	★グループホーム整備促進事業	担当課	障がい福祉課
	共同生活援助(グループホーム)を整備するにあたり整備に関する国庫補助金等の対象となる場合に、設置する法人に対して建設費用や埋蔵文化財調査費用等を補助します。		
56	身体障がい者住宅改造助成事業	担当課	障がい福祉課
	身体障がいのある人が、住宅のバリアフリー化のため住宅を改造するとき、市の専門職等が相談に応じ、改造費用の一部を助成します。		
57	市営住宅修繕事業	担当課	住宅営繕課
	市営住宅の大規模修繕等に合わせて、住棟・住戸内への手すりの設置や段差の解消などを行います。		

施策 12 地域生活を支える社会資源の整備と活用

障がい福祉サービスに係る事業所の新規参入や安定的な運営を促進するとともに、福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。また、緊急時のサポート体制を堅持します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	地域生活支援拠点が整備されている。			
代表指標	地域生活支援拠点の整備状況			
数値目標	期首値	未整備	期末値	整備

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

	★地域生活支援拠点整備事業	担当課	障がい福祉課 福祉政策室
58	長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画に基づき、乙訓圏域での地域生活支援拠点（「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門性」「地域の体制づくり」の機能を持つ拠点）を整備します。		
	障がい福祉人材養成事業	担当課	障がい福祉課
59	手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を開催します。また、介護職員初任者研修の開催や開催支援などを通じ、障がい福祉人材の養成・定着を図ります。		
	福祉の人材育成事業	担当課	社会福祉課
60	社会福祉に携わる人材を育成するため、福祉事務所において、社会福祉士等の養成課程における社会福祉現場実習の受け入れを行います。また、社会福祉主事資格の取得に必要な講座について、受講者の推薦を進めます。		
	人材確保支援事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
61	障がい福祉サービス事業所の人材確保のための催し等について協力・支援します。自立支援協議会や高齢関係部署等とも連携し人材確保の取り組みを行います。		
	乙訓圏域障がい者自立支援協議会設置・運営事業	担当課	障がい福祉課
62	障がいのある人等と医療・福祉・行政など関係機関が障がいのある人の地域生活上の課題を共有し、課題解決に向けた協議を通して連携強化を図ります。		

63	在宅障がい者一時保護事業	担当課	障がい福祉課
	病气やけがなど、介助・介護を行っている家族の突発的な事情により、一時的に在宅での生活が保てない事態が生じた際に、事業所に滞在・宿泊できる緊急一時保護の支給決定をします。		
64	共生型福祉施設整備事業	担当課	福祉政策室
	長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の地域生活や、子どもの発達等を支え、あらゆる世代が交流できる共生型福祉施設を整備します。		

基本目標5 自分らしく働くことができる

施策13 雇用・就労の促進

障がいのある人等が生きがいを持って働くことができるまちづくりを進めるため、関係機関とのネットワークを構築し、市民、事業主等の理解促進を図ります。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	「働く意欲」のもと、より多くの障がいのある人等が 様々な職域・職場でいきいきと働いている。			
代表指標	福祉施設から一般就労への移行者人数			
数値目標	期首値	10 人	期末値	20 人

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

65	★就労移行・定着支援推進及び支援体制強化事業 ＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を進めます。また、公共職業安定所やしょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」、京都府障害者職業センターなどの関係機関と連携して、サポート体制を構築し、個々の状況に応じた支援に努めます。		
66	あいサポート企業等認定事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	共生社会の実現をめざし、あいサポーターの普及に積極的に取り組み、職場における障がい理解を促進する企業や団体をあいサポート企業等に認定します。		
67	障がい者雇用促進事業	担当課	職員課
	障がいのある人の市役所における雇用を進め、法定雇用率を達成するとともに、能力を発揮し、継続して働くことができるよう、サポートに取り組みます。		

施策 14 福祉的就労の充実

障がいのある人等が、生きがいを持って社会参加できるよう、様々な就労機会の創出に取り組めます。また、自主製品等の受注促進や販路拡大などを通じて、働く意欲と工賃の向上をめざします。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	ほっこりんぐ等の活動が広がって、 「工賃」と「働く意欲」が向上している。			
代表指標	市民アンケートにて「働く意欲がある」と回答した 福祉的就労をする障がいのある人等の割合※			
数値目標	期首値	59.7%	期末値	70%

※計画策定のためのアンケート調査結果

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

68	★ほっこりんぐ事業〈再掲〉	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス事業所で製作された製品を市役所や市のイベントなどで販売する機会を設け、施設利用者の工賃向上を図ります。また販売を通して、障がいのある人とな い人の交流機会を創出し、障がいについての理解促進につなげます。		
69	福祉的就労通所交通費助成事業〈新規〉	担当課	障がい福祉課
	個人の適性と能力に合った働き方が選べるよう、福祉的就労事業所への通所を要する利 用者に対し、交通費負担の軽減策などを実施します。		
70	障がい者就労施設等からの物品等の調達推進事業 〈新規〉	担当課	障がい福祉課
	市の事業に要する物品や役務について、障がい福祉サービス事業所等からの調達を推進 し、障がいのある人の工賃向上を支援するとともに、障がい理解を促進します。		

基本目標 6 文化芸術・スポーツ活動を楽しむことができる

施策 15 文化芸術・スポーツ活動の推進と活性化

障がいの有無にかかわらず、生活のうるおいや充実につながる文化芸術・スポーツや余暇活動が楽しめ、多様な交流ができる環境を整備します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	文化芸術にふれる機会やスポーツに参加する 機会が増え、一人ひとりの人生が充実している。			
代表指標	「身近で文化・芸術にふれる機会があり、生活にうるおいや充実を感じる」と回答した障がいのある人等の割合※			
数値目標	期首値	42.1%	期末値	60%

※計画策定のためのアンケート調査結果

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

	障がい者文化教室等委託事業	担当課	障がい福祉課
71	障がいのある人の外出や社会参加の機会づくりに加え、一人ひとりの可能性を育むことのできる文化・芸術活動を促進するため、「障がい者文化教室」等を開催します。		
	市民講座開設事業（聴覚言語障がい者学級）	担当課	中央公民館
72	聴覚言語障がいのある人の学習意欲の向上を目的として「聴覚言語障がい者学級」を開催します。事前に学習テーマのニーズを把握し、実際生活に即した学習の機会を提供します。		
	障がい者社会参加・自立支援事業補助金給付事業 〈再掲〉	担当課	障がい福祉課
73	障がい当事者団体等による「障がい者スポーツフェスティバル」や「卓球バレー大会」の開催に対して会場確保や費用補助などの支援を行います。		

74	障がい者スポーツ・レクリエーション事業	担当課	障がい福祉課
	市内の障がいのある人が市外の様々な人と触れあう機会となる、京都府障害者ふれあい広場「スポーツレクリエーションフェスティバル」や乙訓障がい者スポーツ・レクリエーション広場等に幅広い世代が参加しやすいよう取り組みます。		
75	文化芸術活動・スポーツ活動振興事業＜新規＞	担当課	文化・スポーツ振興課
	障がいのある人が安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ活動に参加できるように、指導者の育成、活動の場の整備、大会の開催及び参加支援などを行います。		
76	★イベント等に参加しやすい環境づくり事業＜新規＞ ＜再掲＞	担当課	障がい福祉課
	市や京都府、関係団体等によって開催される各種イベントや講座について、広報紙やホームページなどの情報媒体を活用した情報発信や、手話通訳者、要約筆記者等の派遣をはじめとする人材支援の充実など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。		

基本目標 7 安心・安全で便利な環境がある

施策 16 ユニバーサルデザインの推進

あらかじめ多様なニーズを想定し「バリアを最初から作らない」「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが気持ちよく利用できるまちづくりを推進します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	市内の公共施設がユニバーサルデザインに 配慮されて、誰もがより使いやすくなっている。			
代表指標	小中学校などの地域防災拠点などにおけるエレベーターの設置数			
数値目標	期首値	11 基	期末値	14 基

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

77	★小（中）学校施設安全快適整備事業	担当課	教育総務課
	地域活動の拠点でもある小・中学校が、誰もが利用しやすいように、エレベーターを設置する等のバリアフリー化を推進します。		
78	市庁舎建替及び周辺整備事業	担当課	公共資産活用推進室
	「ユニバーサルデザイン計画」に配慮した長岡京市新庁舎等建設工事実施設計に基づき新庁舎建設を進めます。		
79	公園緑地整備事業	担当課	公園緑地課
	「長岡京市都市公園条例」の基準に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した公園のバリアフリー化を進めます。		
80	阪急長岡天神駅周辺整備事業	担当課	まちづくり政策室
	「長岡京市交通バリアフリー基本構想」に基づき、阪急長岡天神駅を中心とした地区の整備方法をユニバーサルデザインに配慮しつつ、検討します。		

施策 17 防災対策の推進

防災対策と発災時の避難支援について、地域の意識向上をめざし、障がいのある人の参加も想定した防災訓練を実施し、自助・共助への支援に取り組み、公助の役割を明確にして、障がいのある人等の災害への備えの強化を図ります。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	防災への意識が高まり、地域の支えあいに 根ざした災害時への備えが進んでいる。			
代表指標	災害時要配慮者支援制度対象者への案内返答率※			
数値目標	期首値	約 11%	期末値	70%

※登録意向に係る郵送調査における返答数÷郵送調査対象者数

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

81	防災訓練等実施事業	担当課	防災・安全推進室
	障がいのある人を含めた全ての人が安心して過ごすことができるよう、避難所のユニバーサルデザイン化を推進します。また、障がいのある人の参加も想定した住民主体の避難訓練・避難所運営訓練を「長岡京市防災の日」に全小学校区で実施します。		
82	★災害時要配慮者支援体制づくり推進事業	担当課	社会福祉課
	災害対策基本法における避難行動要支援者名簿（本市における災害時要配慮者名簿）の整備と精度の向上を進めます。併せて、関係部署、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などとの連携により、避難支援プラン（個別計画）の策定を進めます。		
83	視覚障がい者・聴覚障がい者への災害時情報提供事業	担当課	障がい福祉課
	聴覚・視覚等の障がいのある人に対して、災害時に緊急性の高い避難情報等を音声電話やファクスで発信し、避難行動等を支援します。		
84	自主防災組織育成事業	担当課	防災・安全推進室
	災害時に、身近な地域で要配慮者等に対する救援等が迅速に行えるよう、地域の自主防災組織の育成、強化に努めます。また、避難時に配慮を要する人の特性等について理解を進め、避難時の合理的配慮提供に向けた意識高揚を図ります。		
85	難病患者等の災害時の支援事業	担当課	障がい福祉課
	医療依存度の高い在宅患者や重度難病のある人等に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、乙訓災害・救急医療協議会在宅療養児・者部会等において、保健所等の関係機関との情報連携を図ります。		

施策 18 権利擁護及び虐待防止の推進

障がいのある人等の権利が確実に守られるよう、権利擁護を必要とする知的障がいや精神障がいのある人への適切な制度運用を行います。また、障がいのある人等への虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	障がいのある人等の権利を守る仕組みが より周知されている。			
代表指標	虐待防止センターの年間虐待通報受理件数			
数値目標	期首値	17 件	期末値	20 件

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

86	成年後見制度利用支援事業	担当課	社会福祉課 障がい福祉課
	法律関係団体や市内関係機関との連携のもと、成年後見制度利用促進体制の充実を通じて成年後見制度の利用促進を図ります。また、身寄りがないなどの理由で成年後見審判の申し立てをする人がいない場合については、市長が本人に代わって審判の申し立てを行うほか、収入により成年後見人等の報酬を助成します。		
87	障がい者虐待一時保護委託事業	担当課	障がい福祉課
	障がい者虐待により保護の必要がある場合に契約事業所内で一時的に生活できるようにします。		
88	★乙訓福祉施設事務組合運営事業 (乙訓障がい者虐待防止センター)	担当課	障がい福祉課
	虐待防止や養護者支援に関する広報その他の啓発活動を行う虐待防止センターを乙訓福祉施設事務組合に設置し、センターと市が連携し、通報・届出の受理、障がいのある人等と養護者に対する相談・指導・助言を行います。		

施策 19 行政サービスにおける合理的配慮

市の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法と「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づき、研修の実施等により職員への周知・徹底を図り、合理的配慮を適切に提供します。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	全ての市職員が合理的配慮の理念を理解し、 誰にとっても利用しやすい行政サービスを提供できる 体制が整っている。			
代表指標	市職員のあいサポーター研修受講延べ人数			
数値目標	期首値	196 人	期末値	560 人

▼この施策のもとで取り組む主な事業

(★：代表指標を含む事業)

89	★合理的配慮の提供に向けた研修実施事業	担当課	障がい福祉課
	各種研修へ職員を派遣し、合理的配慮提供に向けた資質向上に取り組むほか、庁内においても障がいに関する研修・啓発プログラムを体系化し、継続的に活用していきます。		
90	人事管理事業	担当課	職員課
	市役所の窓口等に、手話のできる職員を配置します。また、職員が、障害者差別解消法と職員対応要領に基づく適切な対応を図るよう周知・徹底します。		
91	図書館サービス事業	担当課	図書館
	身体障害者手帳 1 ～ 3 級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 1 級以上・介護保険法の要介護認定 3 以上の人に対して、図書貸出期間を延長します。また、図書館資料を自宅まで配送する「アウトリーチサービス」や、図書館録音室等において、視覚障がいのある人に対してボランティアによる対面朗読を実施します。		
92	各選挙事業	担当課	総務課
	投票が困難な障がいのある人の投票機会確保のための郵便投票の周知、指定施設での不在者投票等の実施、スロープや車いす使用者の記載台を設置するなど投票所のバリアフリー化、視覚障がいのある人を対象に投票所入場券に点訳シールを貼付して送付する等、各選挙に際し情報提供の配慮を実施します。		
93	まちづくりへの参画促進事業＜新規＞ 〈再掲〉	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人の意見が行政運営や地域活動等において反映されるよう、当事者やその家族との対話の場を継続して設けるとともに、誰もが参加しやすい環境を整えつつ、審議会等への参画促進に取り組みます。		

施策 20 情報アクセシビリティの向上

誰もが簡単に行政情報等にアクセス（到達）できるよう、様々な障がいの特性を踏まえた対応の充実を図ります。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	行政の情報発信体制が充実し、 必要な情報がより入手しやすくなっている。			
代表指標	「行政からの必要な情報が入手しやすい」と回答した障がいの ある人等の割合（市民アンケート調査）※			
数値目標	期首値	44.7%	期末値	60%

※計画策定のためのアンケート調査結果

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

94	★行政情報発信事業	担当課	障がい福祉課
	障がいに関する制度、相談窓口、サービス提供についての情報を掲載した「障がい者福祉のしおり」や市ホームページ等について、掲載内容の充実に努めます。また、感染症予防等の情報についても、障がい特性に配慮して広報します。		
95	障がい者の意思疎通支援事業（支援者・設備面）	担当課	障がい福祉課
	聴覚障がいのある人等の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。関係機関と連携し、公共性の高い施設等においてユニバーサルデザインに配慮した機器（情報保障機器）の整備と更新に努めます。		
96	障がい者の意思疎通支援事業（情報発信面）	担当課	障がい福祉課
	ボランティアの協力を得て、市役所からの郵便物に通知内容や部課名を点字印刷したり、会議資料を点訳したりする等、視覚障がいのある人に配慮した情報提供に努めます。		
97	情報発信体制のバリアフリー化事業	担当課	広報発信課
	広報紙などの作成は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD（ユニバーサルデザイン）書体を使用します。また、視覚や聴覚に障がいのある人へ、広報紙掲載情報を、ボランティアの協力により点字化・音声化して提供します。各課がホームページで配信する情報の表現等について、音声読み上げソフトなどにも対応する適切な形となるよう指導します。耳で聴く広報として、FMおとくに通じて、広く市政情報を発信します。		

施策 21 移動環境の充実

障がいのある人の日常生活における移動が妨げられることなく、地域活動などの社会参加やサービス事業所への通所がしやすいまちとなるよう、市内の歩道や交通機関の整備や移動支援の充実に取り組みます。

▼【達成目標】と代表指標

【達成目標】 実現したい まちやひとの姿	快適に移動ができ、自分らしい生活を送ることができる。			
代表指標	移動支援事業（実利用人数）			
数値目標	期首値	189 人	期末値	210 人

▼この施策のもとで取り組む主な事業

（★：代表指標を含む事業）

98	長岡京駅前線整備事業	担当課	まちづくり政策室
	街路事業の実施に伴い、誰もが安全で快適に通行できるよう、段差の少ないゆとりある歩道の整備を行います。		
99	舗装復旧・側溝改良事業及び交通安全施設整備事業	担当課	道路・河川課
	歩行者等の安全・快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅、段差や急勾配の解消、舗装の復旧、側溝整備、交通安全施設の整備等を計画的に実施します。		
100	公共交通基盤整備事業	担当課	交通政策課
	交通バリアフリー化に向けて、ノンステップバスの導入に関して、バス事業者への支援を行います。		
101	★移動支援事業の推進事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	重度の障がいや視覚障がいのため一人での外出が困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を実施します。また、移動支援従事者養成研修を支援します。		
102	愛のタクシーチケット事業＜新規＞	担当課	障がい福祉課
	障がいにより外出困難な人の社会参加を支援するため、タクシー利用券を支給してタクシーの料金などを一部助成します。		

第5章 障がい福祉サービスの提供体制

(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

1 成果目標の設定

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がいのある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）及び長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	①地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	
本市の 目標	①地域生活に移行する人数	3人
	②施設入所者数の削減	1人
	令和5年度末時点での施設入所者数	48人

※目標は令和5年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

令和元年度末時点の施設入所者数は49人、地域生活移行者数は2人でした。第6期計画においては、国の指針に基づき、地域生活移行者数を3人（6.1%）、施設入所者の削減数を1人（2.0%）として定めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。		
本市の目標	地域包括ケアシステムの構築		推進

※目標は令和5年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、長岡京市・向日市・大山崎町で構成される乙訓圏域において設置済です。

今後も引き続き、圏域内の市町や関係機関等との連携を強化しつつ、現状の体制を維持します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	地域生活支援拠点等の充実 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		
本市の目標	目標	圏域での地域生活支援拠点の整備	推進

※目標は令和5年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

地域生活支援拠点等については、乙訓圏域での整備を進めるため、2市1町で構成される乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、必要な機能や役割を担う拠点などについて検討しています。

長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の基本施設として地域生活支援拠点等を位置づけ、障がいのある人の地域生活移行に向けた支援を行っていく予定です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	①一般就労への移行者数 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和 5 年度中に一般就労に移行することを基本とする。	
	ア. 就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。	
	イ. 就労継続支援 A 型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。	
	ウ. 就労継続支援 B 型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。	
	②就労定着支援事業利用者数 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	
	③就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。	
本市の 目標	①一般就労への移行者数	15 人
	ア. 就労移行支援事業	7 人
	イ. 就労継続支援 A 型事業	6 人
	ウ. 就労継続支援 B 型事業	2 人
	②就労定着支援事業利用者数	11 人
	③就労定着支援事業の就労定着率	100.0%

※目標は令和 5 年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

令和元年度末時点の一般就労への移行者数は 10 人(就労移行支援事業利用者 5 人、就労継続支援 A 型事業利用者 4 人、就労継続支援 B 型事業利用者 1 人)、就労定着支援事業利用者数は 4 人でした。第 6 期計画においては、国の指針に基づき、一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者数を 7 人(1.40 倍)、就労継続支援 A 型事業利用者数を 6 人(1.50 倍)、就労継続支援 B 型事業利用者数を 2 人(2.00 倍)とし、計 15 人(1.50 倍)を一般就労移行者数の目標として定めます。また、以上の一般就労移行者数のうちの 11 人(73.3%)が就労定着支援事業を利用するとともに、市内の就労定着支援事業実施事業所(1 か所、100.0%)が 1 年後の就労定着率 8 割以上となるよう目標を定めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	①児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	
	②保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	
	③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	
本市の 目標	児童発達支援センターの設置	推進
	保育所等訪問支援の実施	実施
	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	配置

※目標は令和5年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

第2期計画においては、目標を達成しているものについては、関係機関との連携のもと、既存の体制を維持していきます。また、児童発達支援センターについても、長岡京市共生型福祉施構想・基本計画の基本施設として乙訓圏域市町や事業所、関係機関と連携しながら整備を進めることとします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	相談支援体制の充実・強化等 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	
本市の目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置
	総合的・専門的な相談支援の実施	実施
	訪問等による専門的な指導・助言	実施
	相談支援事業者の人材育成の支援	実施
	相談機関との連携強化の取り組みの実施	実施

※目標は令和5年度末時点

※各種取り組みの実施計画値は第5章「5 その他活動指標」で掲載

《本市における目標設定の考え方》

総合的・専門的な相談支援機関としては、乙訓圏域において基幹相談支援センターを設置しています。今後も2市1町での適切な運営のもと、総合的・専門的な相談支援を実施できる体制を整え、障がい福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	障がい福祉サービス等の質の向上 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本市の目標	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施

※目標は令和5年度末時点

※各種取り組みの実施計画値は第5章「5 その他活動指標」で掲載

《本市における目標設定の考え方》

障がい福祉サービス等に関する各種研修の活用については、京都府や近隣市町などが実施する研修へ参加し、障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組めます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、乙訓圏域を構成する2市1町において、分析方法や共有方法について検討していきます。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

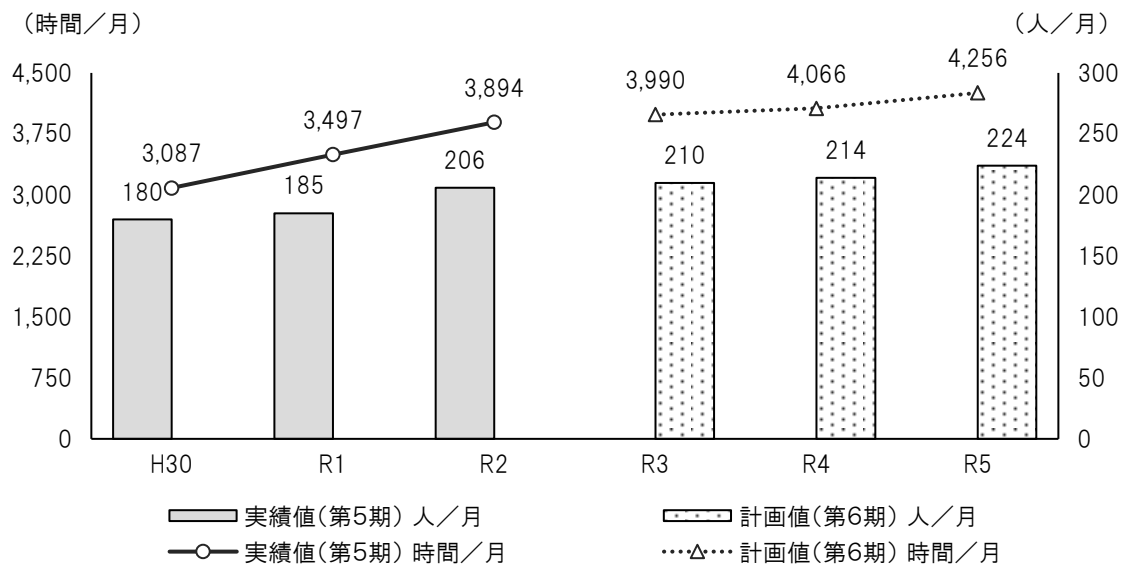
①居宅介護

《サービスの現状》

事業所は市内に 25 か所、乙訓圏域には他に 15 か所あります。

地域生活移行者数の増加や加齢に伴う在宅生活への移行等により、利用者数は今後も継続して増加していくことが予想されます。加えて、令和2年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、居宅介護の利用が集中する傾向がみられますが、この傾向は感染症の終息まで続くものと予想されます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	180	185	206	210	214	224
利用量	時間／人	17.2	18.9	18.9	19	19	19
	時間	3,087	3,497	3,894	3,990	4,066	4,256

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

利用が多いことを踏まえ、今後も事業者が行う従事者養成研修等の実施や支援員の募集に際して、今後も会場確保や周知・広報等を通して人材確保を支援します。

障がいのある人や高齢者が共に利用できる共生型サービスについては、事業所への実施の働きかけを行い、サービス内容の周知に努めます。

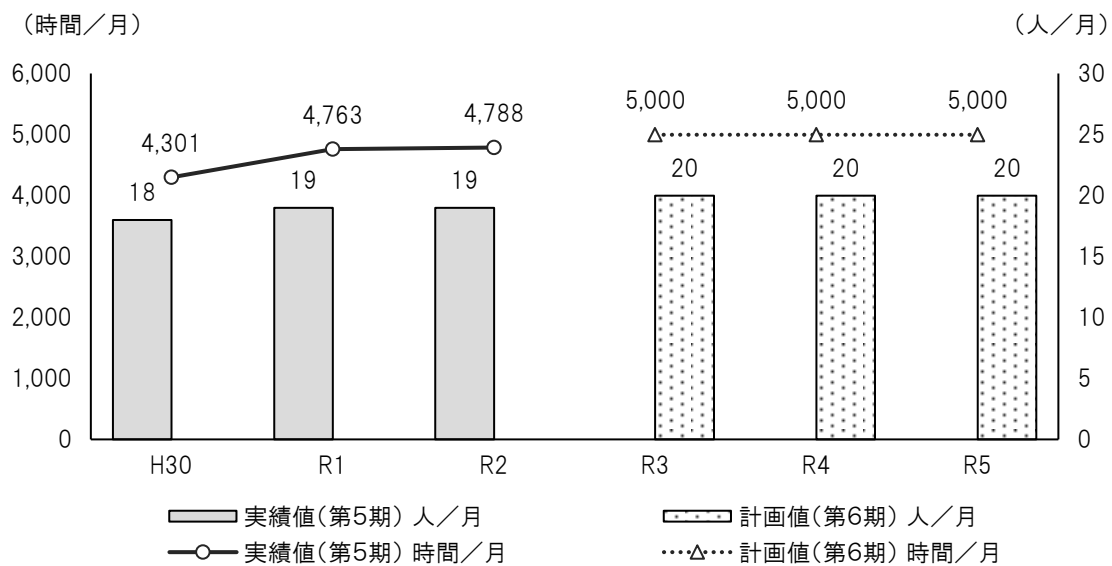
②重度訪問介護

《サービスの現状》

事業所は市内に 18 か所、乙訓圏域には他に 13 か所あります。平成 30 年 4 月より、入院時の病院でもサービスを受けることができるようになりました。

第 5 期実績値の利用者数は横ばいですが、利用時間は伸びています。新型コロナウイルス感染症による利用傾向への大きな影響はみられないため、第 5 期と同様の推移が見込まれます。

《第 5 期計画の実績と第 6 期計画の見込量（1 か月あたり）》



		実績値（第 5 期）			計画値（第 6 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	18	19	19	20	20	20
利用量	時間／人	239	251	252	250	250	250
	時間	4,301	4,763	4,788	5,000	5,000	5,000

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

入院中の利用が可能になったことで、利用者が安心して過ごせる環境を整えるために支援員を増やすことが求められ、今後も事業者が行う従事者養成研修等の実施に際して、会場確保や周知・広報などの支援を行います。

また、支援員が障がい特性を理解した上で適切にサービスを提供できるよう、相談支援専門員との連携や、ネットワーク連絡調整チーム会議等を通じて、関係者間での必要な情報の共有化を進めます。

③同行援護

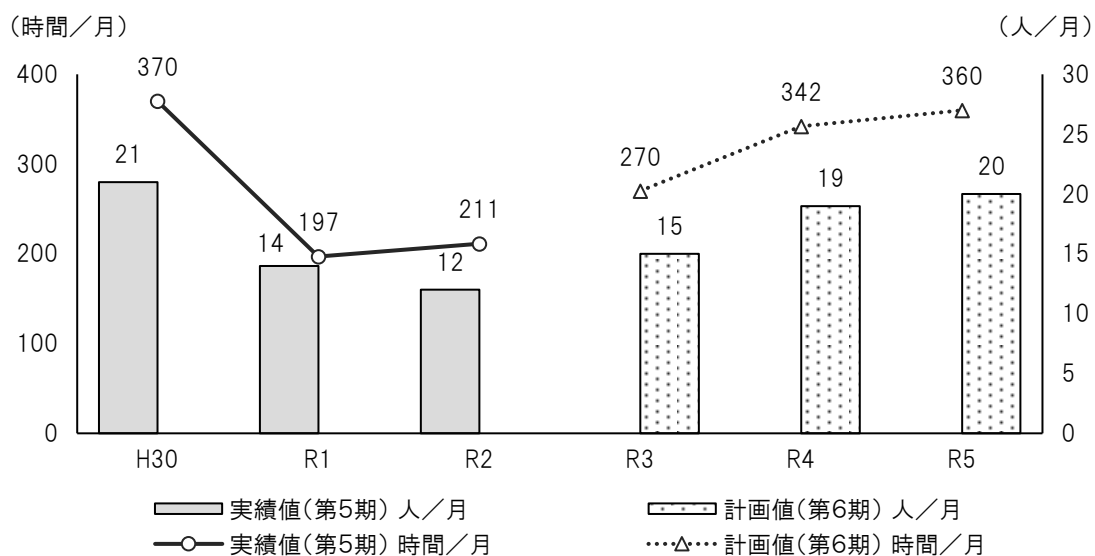
《サービスの現状》

事業所は市内に5か所、乙訓圏域には他に1か所ありますが、実績としては乙訓圏域外にある視覚障がい者を主な支援対象とする事業所の利用が多くなっています。

令和元年度の実績（令和2年3月分）は減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出を極力控えたいという利用者の意向が反映されていると考えられます。なお、平成31年4月から令和2年2月までの平均でみると、利用者数は20人、一人あたり利用時間は16.5時間、延べ利用時間は329時間です。

外出を控える傾向は感染症の終息まで続くものと予想されますが、利用は徐々に復調すると見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	21	14	12	15	19	20
利用量	時間/人	17.6	14.1	17.6	18	18	18
	時間	370	197	211	270	342	360

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

利用者のニーズに合った利用ができるよう関係機関との連携に努め、適正なサービス量の支給決定を行います。また、人材確保のための従事者養成研修に関する周知や、新型コロナウイルス感染症に対する適切な対応のための情報共有など、利用者が安心して利用できる環境づくりを支援します。

④行動援護

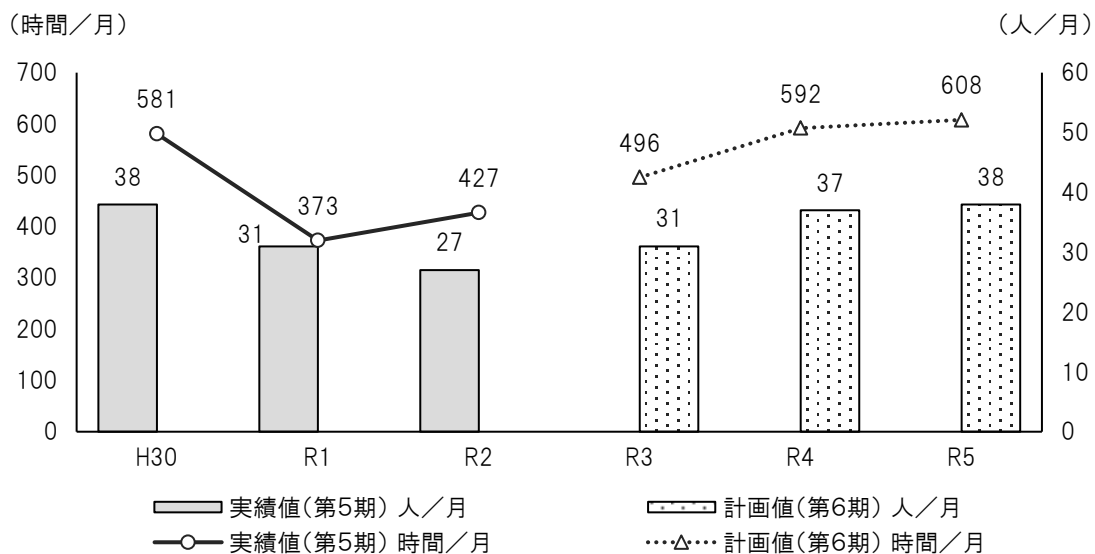
《サービスの現状》

事業所は市内に 10 か所、乙訓圏域には他に 5 か所あります。

令和元年度の実績（令和 2 年 3 月）は減少していますが、これは同行援護と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出を極力控えたいという利用者の意向が反映されていると考えられます。なお、平成 31 年 4 月から令和 2 年 2 月までの平均でみると、利用者数は 34 人、一人あたり利用時間は 16.1 時間、延べ利用時間は 551 時間です。

外出を控える傾向は感染症の終息まで続くものと予想されますが、利用は徐々に復調すると見込まれます。

《第 5 期計画の実績と第 6 期計画の見込量（1 か月あたり）》



		実績値（第 5 期）			計画値（第 6 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	38	31	27	31	37	38
利用量	時間／人	15.3	12.0	15.8	16	16	16
	時間	581	373	427	496	592	608

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内の事業所に対し従事者養成研修に関する情報提供や、広報紙等での研修の周知に努め、有資格者の増加を支援します。また、新型コロナウイルス感染症に対する適切な対応のための情報共有など、利用者が安心して利用できる環境づくりを支援します。

⑤重度障害者等包括支援

《サービスの現状》

乙訓圏域に事業所はありません。

サービス対象者が限られていること、また一つの事業所で複数のサービス内容を包括的に提供する必要があり、支援の仕組みが複雑である等の理由から、これまで利用実績はありませんでした。

今後も利用状況に変化がないことが予想されます。

(2) 日中活動系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人を介助する人が病気などの場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

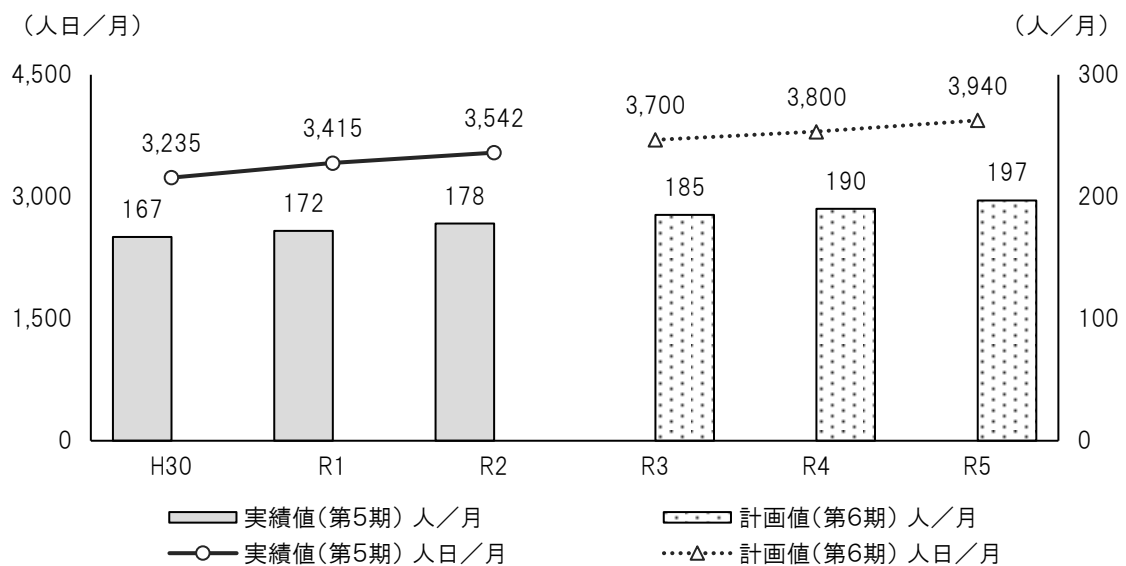
①生活介護

《サービスの現状》

事業所は市内に5か所（定員 131 人）、乙訓圏域には他に2か所（定員 90 人）あります。また、市内の介護保険事業所1か所についても生活介護基準該当施設として市で指定しています。なお、乙訓圏域の法人が運営する京都市内の事業所が1か所（定員 30 人）あります。

毎年、特別支援学校の卒業生の進路先として、また加齢に伴う通所事業所の変更先として新規の利用希望があるため、今後も増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	167	172	178	185	190	197
利用量	日/人	19.4	19.9	19.9	20	20	20
	人日	3,235	3,415	3,542	3,700	3,800	3,940

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

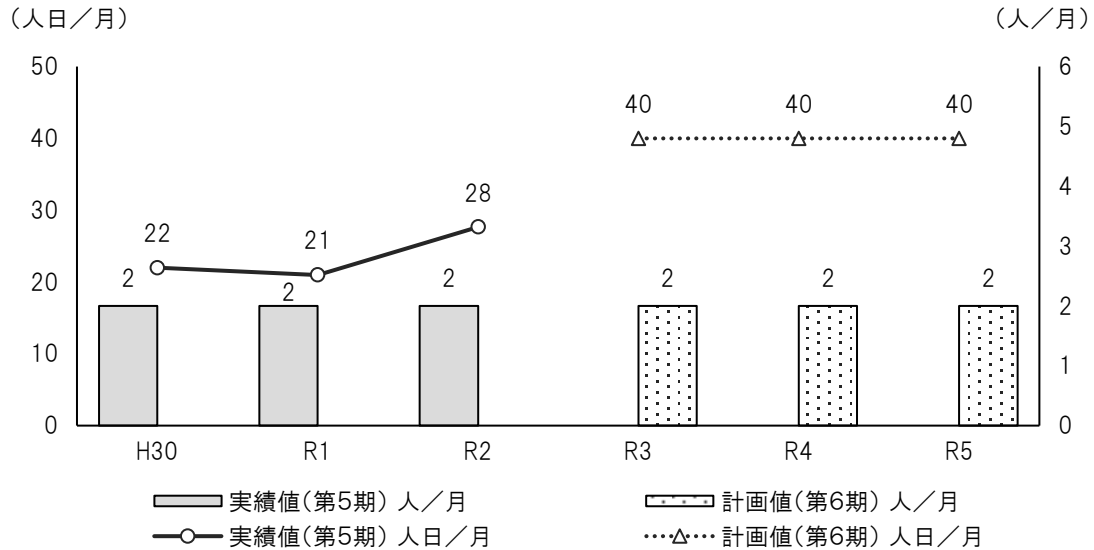
さらなる提供量の確保に向けて、支援員増加のための従事者養成研修受講者募集の周知を通して人材確保を支援します。また、事業所の新規参入の促進等に取り組みます。

②自立訓練（機能訓練）

《サービスの現状》

事業所は、乙訓圏域にはないため、利用者は圏域外の事業所を利用しています。
第5期実績値の利用者数は毎年2人であり、今後も同様の推移が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	2	2	2	2	2	2
利用量	日/人	11.0	10.5	13.8	20	20	20
	人日	22	21	28	40	40	40

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内事業所の利用を基本として、今後も、利用者にとって必要な支援が受けられ事業所に適切につながるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。

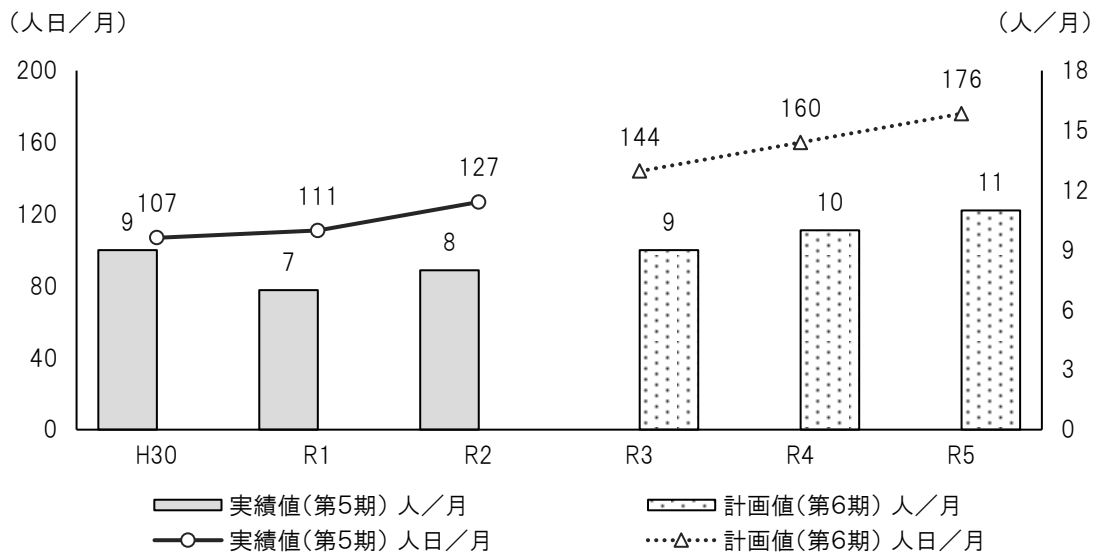
③自立訓練（生活訓練）

《サービスの現状》

事業所は市内に3か所（定員 36 人）あり、そのうち1か所は宿泊型の事業所です。乙訓圏域にその他の事業所はありません。

第5期実績値の利用者数は横ばいですが、精神障がいのある人の利用を中心に今後の利用の増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	9	7	8	9	10	11
利用量	日/人	11.9	15.9	15.9	16	16	16
	人日	107	111	127	144	160	176

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内事業所の利用を基本として、今後も、利用者にとって必要な支援が受けられ事業所に適切につながるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。

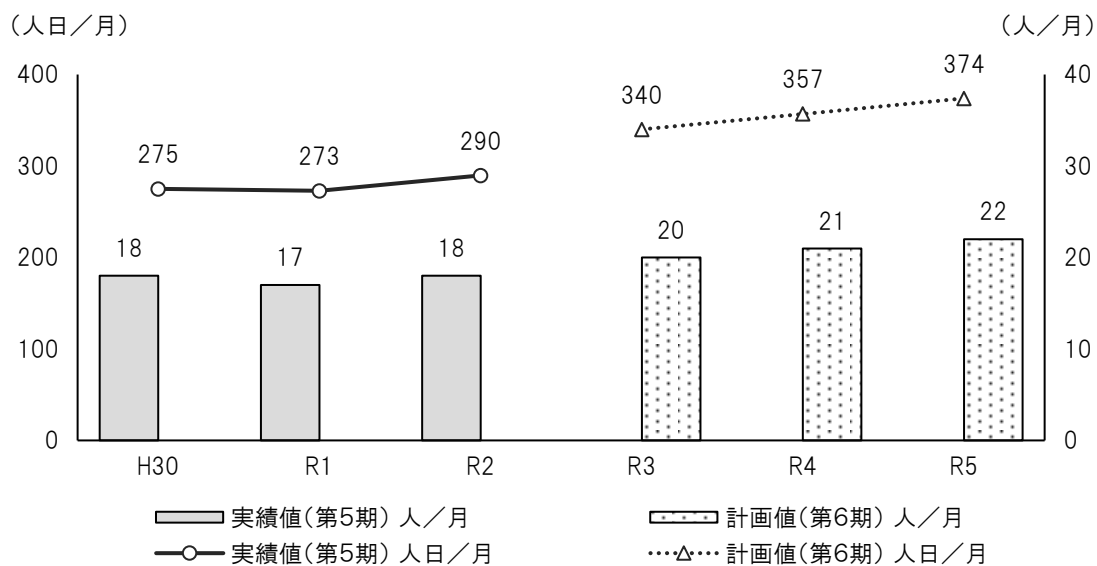
④就労移行支援

《サービスの現状》

事業所は市内に2か所（定員26人）あります。乙訓圏域にその他の事業所はありません。一般就労に向けて希望する仕事内容に沿った事業所を選択されるため、市外の事業所を利用されるケースもあります。

一般就労においては、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢の影響を特に受けると考えられますが、今後も、精神障がいのある人や発達障がいのある人を中心として利用の増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	18	17	18	20	21	22
利用量	日/人	15.3	16.1	16.1	17	17	17
	人日	275	273	290	340	357	374

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

新型コロナウイルス感染症による雇用形態の変化にも対応が求められるため、相談支援事業所や就労関係事業所との連携や情報共有に努め、利用者が一般就労につながるよう支援します。

ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達も継続して実施し、賃金水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図ります。

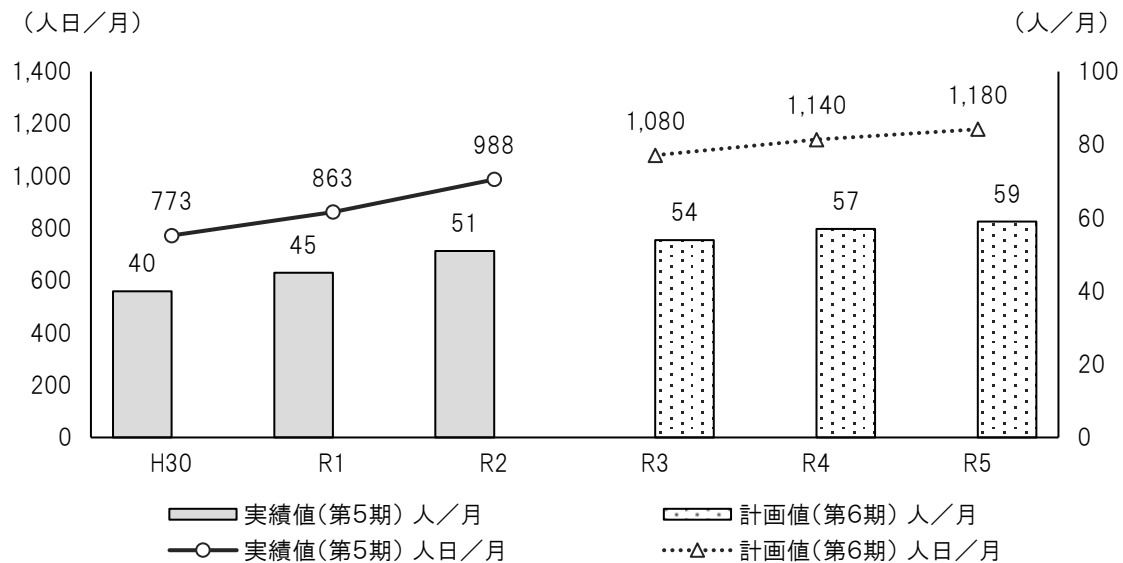
⑤就労継続支援A型

《サービスの現状》

事業所は市内に2か所（定員30人）、乙訓圏域には他に2か所（定員30人）あります。希望する仕事内容に沿った事業所を選択される中で、市外の事業所を利用されるケースが増えてきています。

今後も、継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	40	45	51	54	57	59
利用量	日/人	19.3	19.2	19.4	20	20	20
	人日	773	863	988	1,080	1,140	1,180

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

障がいのある人がニーズに沿ったサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。また、引き続き、ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達を推進し、賃金水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るなど支援します。

⑥就労継続支援B型

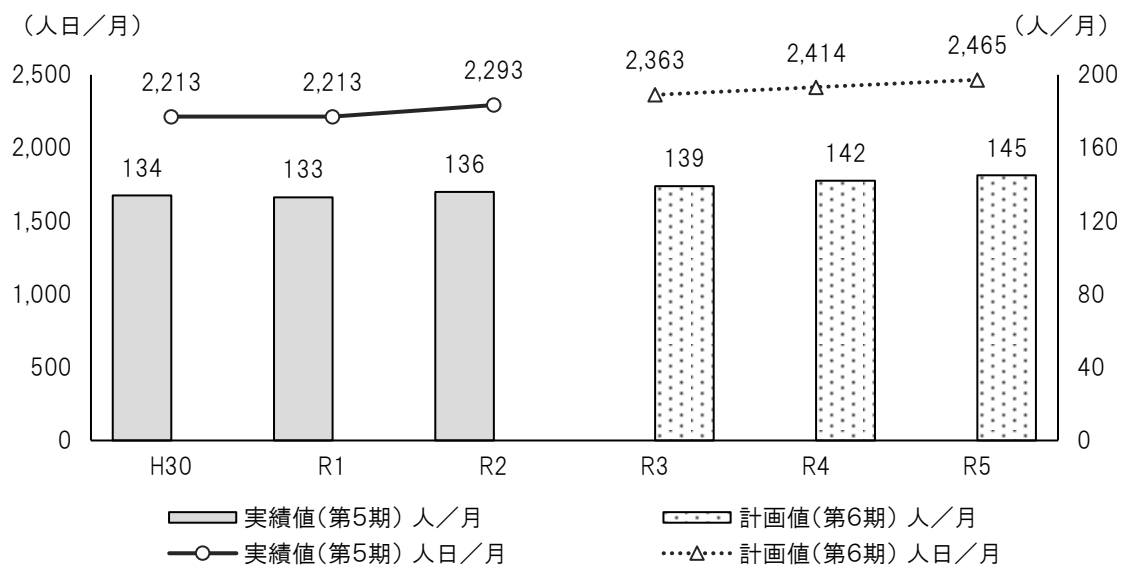
《サービスの現状》

事業所は市内に7か所（定員 133 人）、乙訓圏域には他に5か所（定員 120 人）あります。また、乙訓圏域の法人が運営する京都市内の事業所が1か所（定員 20 人）あります。

事業所ごとに主たる対象者や作業内容が様々であり、利用者の希望に沿った事業所を選択されるため、市外の事業所を利用されるケースもあります。

今後も、継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	134	133	136	139	142	145
利用量	日/人	16.5	16.6	16.9	17	17	17
	人日	2,213	2,213	2,293	2,363	2,414	2,465

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

障がいのある人がニーズに沿ったサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。また、引き続き、ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達を推進し、工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るなど支援します。

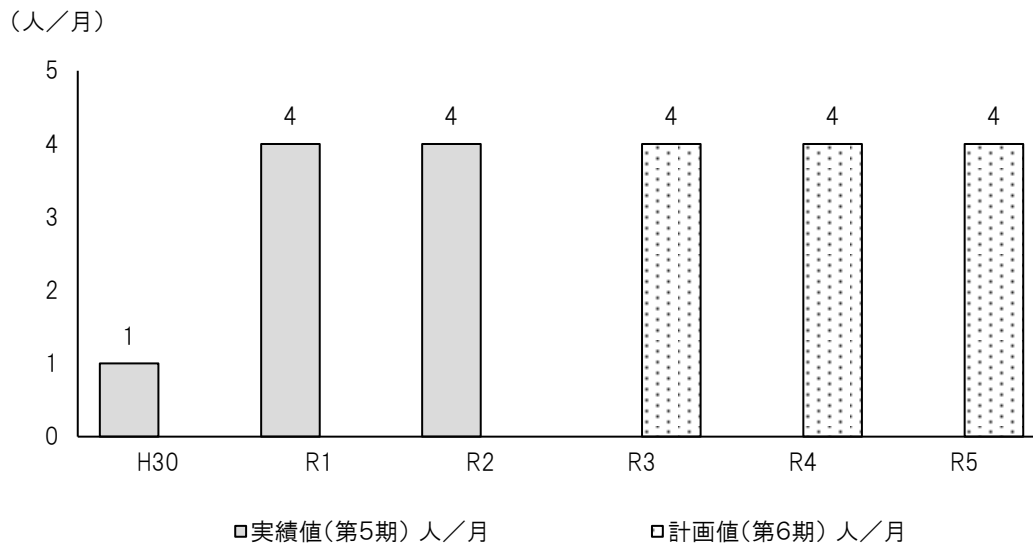
⑦就労定着支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所です。乙訓圏域にその他の事業所はありません。平成30年度より新設されたサービスです。

一般就労においては、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢の影響を特に受けると考えられますが、精神障がいの人に利用意向の高いサービスであり、今後も第5期実績と同様の推移が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	1	4	4	4	4	4

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

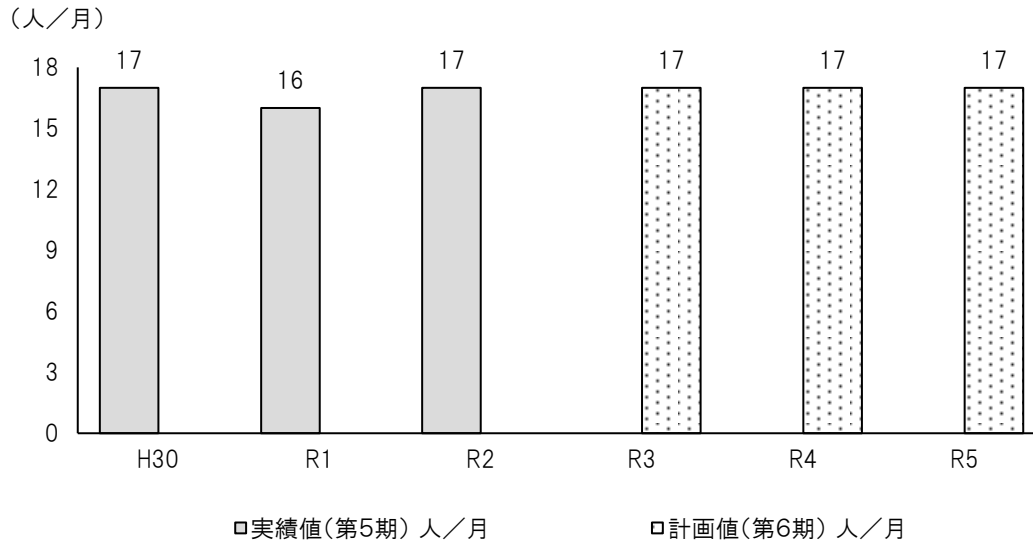
平成30年度より開始されたサービスのため、障がいのある人が必要に応じてサービスを利用できるよう、情報提供に努めるとともに、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

⑧療養介護

《サービスの現状》

事業所は、乙訓圏域にはないため、利用者は圏域外の事業所を利用しています。
今後も、第5期実績と同様の推移が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	17	16	17	17	17	17

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内の事業所の新規開設予定はありませんが、引き続き、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。

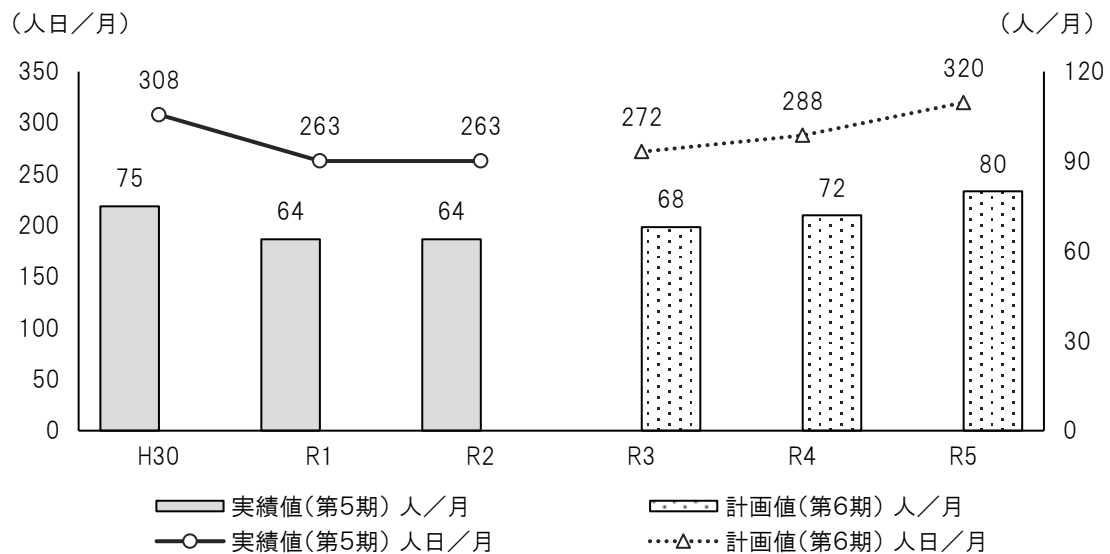
⑨短期入所（ショートステイ）

《サービスの現状》

事業所は市内に6か所（14床）あり、そのうち5か所は施設系サービスとの併設型・空床型の事業所で、1か所は単独型の事業所です。乙訓圏域には他に1か所（5床）あります。

今後も継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	75	64	64	68	72	80
利用量	日/人	4.1	4.1	4.1	4	4	4
	人日	308	263	263	272	288	320

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、自立支援協議会において医療機関によるサービス提供の実現に向け、働きかけを行うとともに、関係機関との連携や情報収集と提供に努めます。また、施設整備を行う事業所を支援します。

(3) 施設系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。

①共同生活援助（グループホーム）

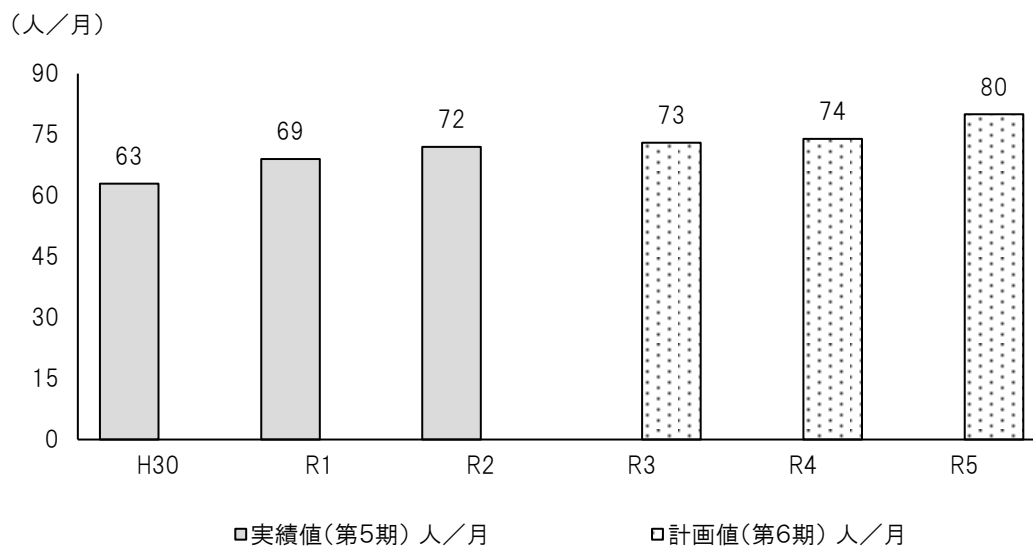
《サービスの現状》

事業所は市内に 14 か所（定員 81 人）、乙訓圏域には他に 6 か所（定員 42 人）あります。特に知的障がいのある人の利用意向が高くなっています。

今後も、継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

なお、第 6 期計画の活動指標である精神障がいの人のサービス利用については、第 5 期の実績に基づき、約 2 割の利用を見込んでいます。

《第 5 期計画の実績と第 6 期計画の見込量（1 か月あたり）》



		実績値（第 5 期）			計画値（第 6 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	63	69	72	73	74	80
うち精神		14	17	17	18	18	19

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

新たにグループホームの整備を行う法人に対し、国制度（社会福祉施設整備補助金）の活用を促進します。

また、施設を整備する事業所を支援します。

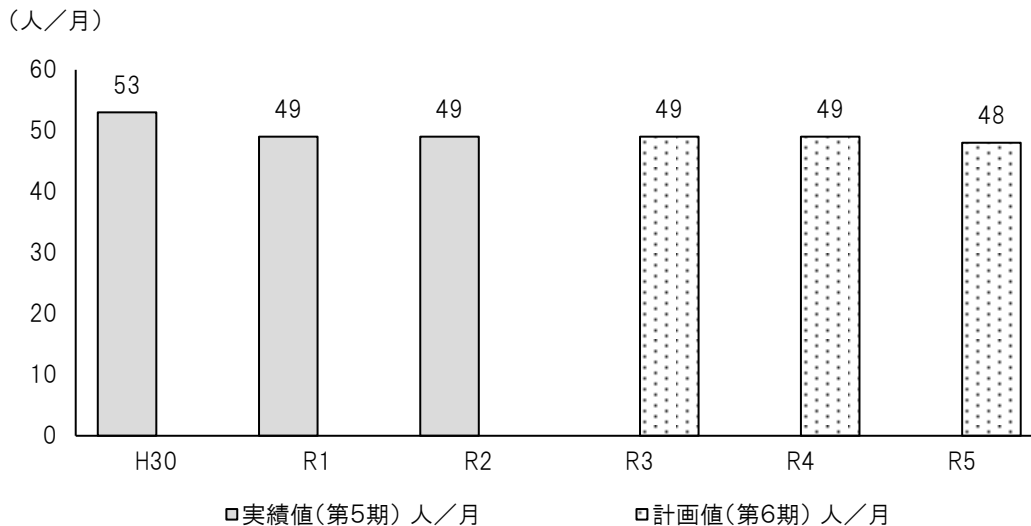
②施設入所支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所（定員20人）あり、対象は身体障がい者です。乙訓圏域にその他の事業所はないため、利用者の多くは圏域外の施設を利用しています。

今後は、利用者の地域移行を見込み、利用者数の減少を見込んでいます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	53	49	49	49	49	48

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内に事業所の新規開設予定はありませんが、引き続き、入所を希望する障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報収集と提供に努めます。

③自立生活援助

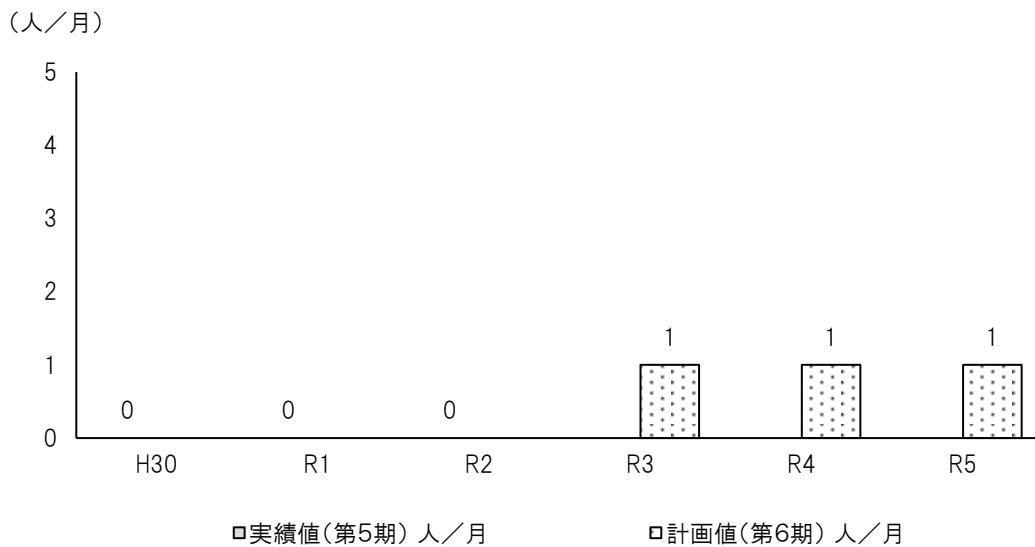
《サービスの現状》

平成 30 年度より新設されたサービスですが、現時点で乙訓圏域に事業所はありません。

第5期では利用者はありませんでしたが、今後は1人の利用を見込んでいます。

なお、第6期計画の活動指標である精神障がいの人のサービス利用については、各年1人を見込んでいます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内に事業所の新規開設予定はありませんが、平成 30 年度より開始されたサービスのため、障がいのある人が、地域移行への希望に応じて適切にサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めるとともに、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

(4) 相談支援

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、ひとり暮らしへ移行した人などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

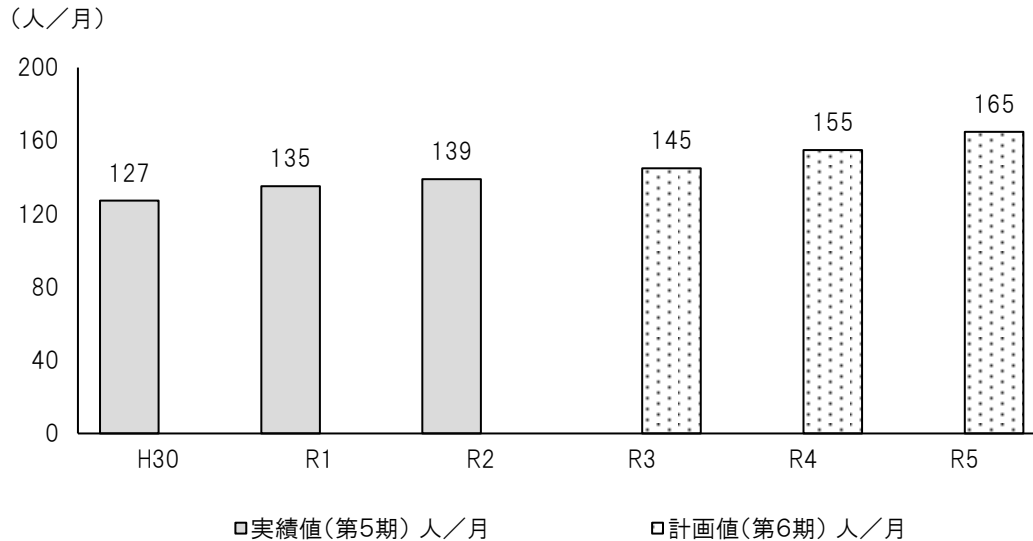
①計画相談支援

《サービスの現状》

事業所は市内に 11 か所、乙訓圏域には他に 2 か所あります。本市における利用者に対する計画作成導入率はほぼ 100%となっています。

今後も、継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	127	135	139	145	155	165

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内の相談支援専門員の人材確保・資質向上を図るため、国に対し、相談支援専門員を雇用できる十分な報酬措置を講じるよう引き続き要望していきます。さらに、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対しても、研修の定員や実施回数の増加について、引き続き要望していきます。

また、多様化する相談内容に対応するため、自立支援協議会の相談支援部会や市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

②地域移行支援

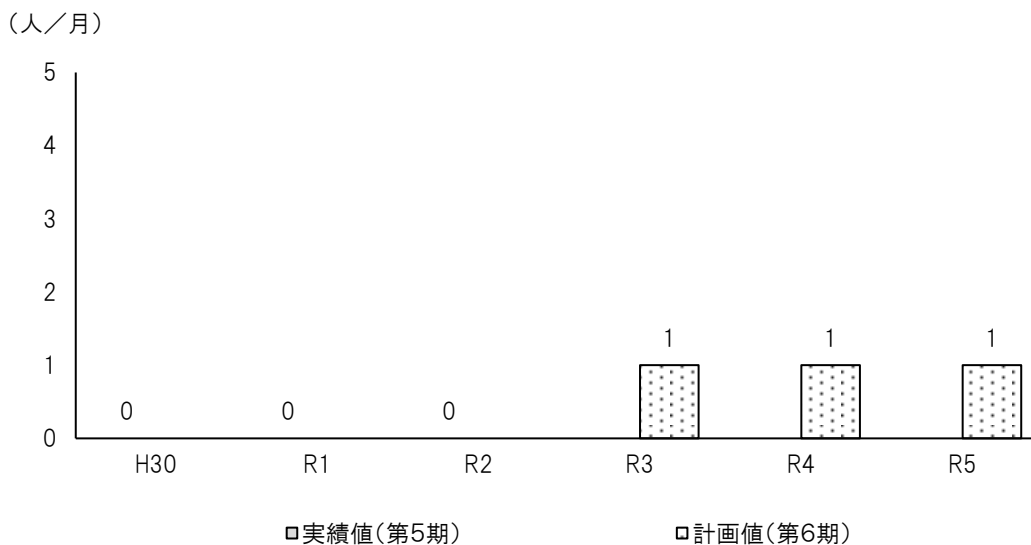
《サービスの現状》

事業所は市内に4か所、乙訓圏域には他に1か所あります。

第5期計画での利用者はありませんでしたが、精神障がいのある人の退院時や入所施設利用者の地域移行を想定し、利用者数を見込んでいます。

なお、第6期計画の活動指標である精神障がいの人のサービス利用については、各年1人を見込んでいます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

施設入所者に対しては計画相談支援を通して、また、入院している人に対しては病院や地域移行支援事業所との連携により、それぞれの地域移行希望者を把握し、支援を必要としている人に対して利用したいサービスにつながるよう努めます。

また、多様化する相談内容に対応するため、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

③地域定着支援

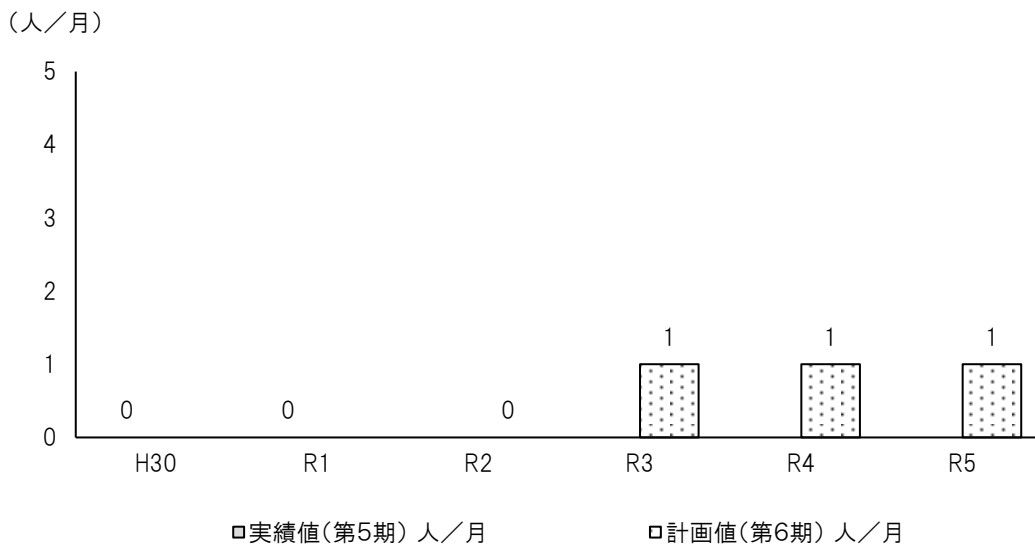
《サービスの現状》

事業所は市内に3か所、乙訓圏域には他に1か所あります。

第5期計画での利用者はありませんでしたが、地域移行支援の利用者見込みと合わせて、利用者数を見込んでいます。

なお、第6期計画の活動指標である精神障がいの人のサービス利用については、各年1人を見込んでいます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1

《サービス量確保の方策》

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

また、多様化する相談内容に対応するため、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 必須事業

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
理解促進・ 研修啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。また、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、障がいに対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。
自発的活動 支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある人や介護者を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、一定の要件に該当する人に対し、市長が本人や親族に代わって申立てを行う「市長申立て」や、申立て費用や成年後見人等への報酬費用についての助成を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障を伴う障がいのある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。
日常生活用具 給付事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付又は貸与を行います。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の語いと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。
地域活動 支援センター	障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

①理解促進・研修啓発事業

《サービスの現状》

本市在勤・在住の人を対象に、視覚障がいのある国家資格所持者による無料のマッサージ体験会を委託して実施しています。

体験会を通して、地域住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の雇用就労を促進します。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

	実績値（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

より多くの市民や市内企業に啓発し、また障がいのある人の雇用就労を促進するために、一層の推進が求められます。市内のイベントとの同時開催や市内企業の協力、連携のもとに開催するなど、事業を推進します。

②自発的活動支援事業

《サービスの現状》

「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に定める共生社会の実現をめざし、地域における自発的な活動を支援します。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

	実績値（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	検討	検討	検討	実施	実施	実施

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

関係部署と連携し、諸団体へ働きかけながら、検討、実施します。

③相談支援事業

《サービスの現状》

地域生活支援事業としての相談支援事業※を5事業所へ委託しています。加えて、障がい特性に応じた専門性のある事業所2か所へ相談支援事業を委託しています。

基幹相談支援センターは乙訓福祉施設事務組合内に乙訓圏域で設置しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、2事業所で実施し、専門的職員を配置しています。

※指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

▼障がい者相談支援事業（一般）

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業所数	か所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター 設置の有無		設置	設置	設置	設置	設置	設置

▼基幹相談支援センター等機能強化事業

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

《サービス量確保の方策》

障がい福祉事業を主とする7法人等への委託と基幹相談支援センター等機能強化事業を継続して実施し、誰でも安心して相談ができ、必要な情報や助言が得られる体制の強化に努めます。

基幹相談支援センターにおいては、困難事例への対応、相談支援事業者への助言、専門的指導、相談支援専門員の人材育成を行い、乙訓圏域の相談支援の体制の強化に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

《サービスの現状》

成年後見制度の申立て、報酬等に対する助成の利用者は増加傾向にあります。
今後も助成対象者の増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用人数	人	13	14	14	16	17	18

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き事業の普及啓発を図り、成年後見制度を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

《サービスの現状》

成年後見制度に関する体制整備に向けて、関係機関に向けた研修を実施しています。
引き続き研修を実施していきます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無		検討	実施	実施	実施	実施	実施

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き研修の実施を行うことで、法人後見活動を行う団体等の確保につながるよう、支援します。

⑥意思疎通支援事業

《サービスの現状》

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用は横ばいとなっていますが、情報保障の社会的広がりに伴い、利用の増加が見込まれます。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業の利用人数も横ばいとなっています。今後も、第5期実績値と同様の利用を想定しています。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

▼手話通訳者・要約筆記者派遣事業

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話通訳者派遣 実利用数	件	551	539	555	572	589	607
要約筆記者派遣 実利用数	件	173	172	177	182	188	194

※令和2年度は見込値

▼手話通訳者設置事業

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置人数	人	3	3	3	4	4	4

※令和2年度は見込値

▼重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用人数	人	2	2	2	2	2	2

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き手話奉仕員養成研修事業等を実施し、コミュニケーション支援従事者の育成・確保に努めます。

⑦日常生活用具給付事業

《サービスの現状》

年度によって利用件数のばらつきはあるものの、第5期実績値と同程度又は増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護訓練支援用具	件	9	7	7	7	8	8
自立生活支援用具	件	33	25	26	27	27	28
在宅療養等支援用具	件	14	17	18	18	19	19
情報・意思疎通支援用具	件	21	22	23	23	24	25
排泄管理支援用具	件	1,541	1,664	1,714	1,734	1,754	1,774
住宅改修費	件	3	2	3	3	3	3

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

利用者の要望や障がいの特性合わせて適切な日常生活用具を給付し、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。また、交付要件等の適正化を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

《サービスの現状》

手話教室「入門」編を市単独で開催し、手話教室「基礎」編を乙訓2市1町で共催しています。今後も継続して実施します。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
養成講習 実修了人数	人	33	23	24	24	25	26

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員を養成します。

⑨移動支援事業

《サービスの現状》

事業所は市内に 18 か所、乙訓圏域には他に 8 か所あります。

令和元年度の実績（令和 2 年 3 月分）の利用量は減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出を極力控えたいという利用者の意向が反映されていると考えられます。外出を控える傾向は感染症の終息まで続くものと予想されますが、利用人数と利用時間数は徐々に復調し、増加すると見込まれます。

《第 5 期計画の実績と第 6 期計画の見込量（年間）》

		実績値（第 5 期）			計画値（第 6 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	184	189	182	185	190	195
利用量	時間／人	82.7	74.2	82.7	83	83	83
	時間	15,213	14,027	15,085	15,355	15,770	16,185

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内事業所や関係機関と協力して人材育成に努め、利用の伸びに対するサービス提供体制の確保に努めます。

⑩地域活動支援センター

《サービスの現状》

事業所は市内に3か所、乙訓圏域には他に1か所あります。
実施箇所数は現状維持、利用者数は増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

			実績値（第5期）			計画値（第6期）		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施 箇所数	市内	か所	3	3	3	3	3	3
	市外	か所	2	3	2	3	3	3
実利用 人数	市内	人	23	28	29	30	31	32
	市外	人	3	4	4	4	4	4

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

特定の障がいを対象に専門的な支援を行う事業所もあるため、利用者の特性や希望に合った支援を受けられるための情報提供や、他のサービスを含め適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

(2) 任意事業

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
福祉ホームの運営	住居を必要とする障がいのある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
生活訓練等	障がいのある人に対し、生活の質の向上と社会復帰の促進を図るため、日常生活上必要な宿泊や外出の訓練・指導、活動の支援を行います。
日中一時支援	障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
文化芸術活動振興	障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
奉仕員養成研修	要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員について養成研修を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	身体障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

①福祉ホームの運営

《サービスの現状》

対象となる事業所は市内に1か所、乙訓圏域外に市民の利用している事業所が1か所あります。

今後も運営補助を継続します。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
運営補助実施件数	件	2	2	2	2	2	2

②訪問入浴サービス

《サービスの現状》

第5期実績値において利用者数は6人で推移していますが、今後は利用者数の増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	人	6	6	6	6	7	7
利用量	回／人	55	82	82	82	82	82
	回	332	490	505	520	535	551

※令和2年度は見込値

③生活訓練等

《サービスの現状》

令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績がありませんでした。
今後も法人の活動を支援します。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	人	5	0	10	10	10	10

④日中一時支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所、乙訓圏域には他に1か所あります。
今後も第5期と同様の推移が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	人	51	54	56	57	57	57
利用量	回／人	49	42	45	45	45	45
	回	2,511	2,280	2,520	2,565	2,565	2,565

※令和2年度は見込値

⑤文化芸術活動振興

《サービスの現状》

今後も支援を継続し、利用者数の増加が見込まれます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	296	270	310	320	325	330

※令和2年度は見込値

⑥奉仕員養成研修

《サービスの現状》

要約筆記奉仕員と点訳奉仕員の養成研修は毎年度実施しています。朗読奉仕員の養成研修は3年に1度実施しています。今後も継続して実施します。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	5	10	28	20	20	30

※令和2年度は見込値

⑦自動車運転免許取得・改造助成

《サービスの現状》

第5期実績値における利用者数のばらつきはありますが、今後は2人の利用を見込んでいます。

《第5期計画の実績と第6期計画の見込量（年間）》

		実績値（第5期）			計画値（第6期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
免許取得利用者数	人	0	0	1	2	2	2
改造助成利用者数	人	0	3	1	2	2	2

※令和2年度は見込値

4 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策

● サービス内容 ●

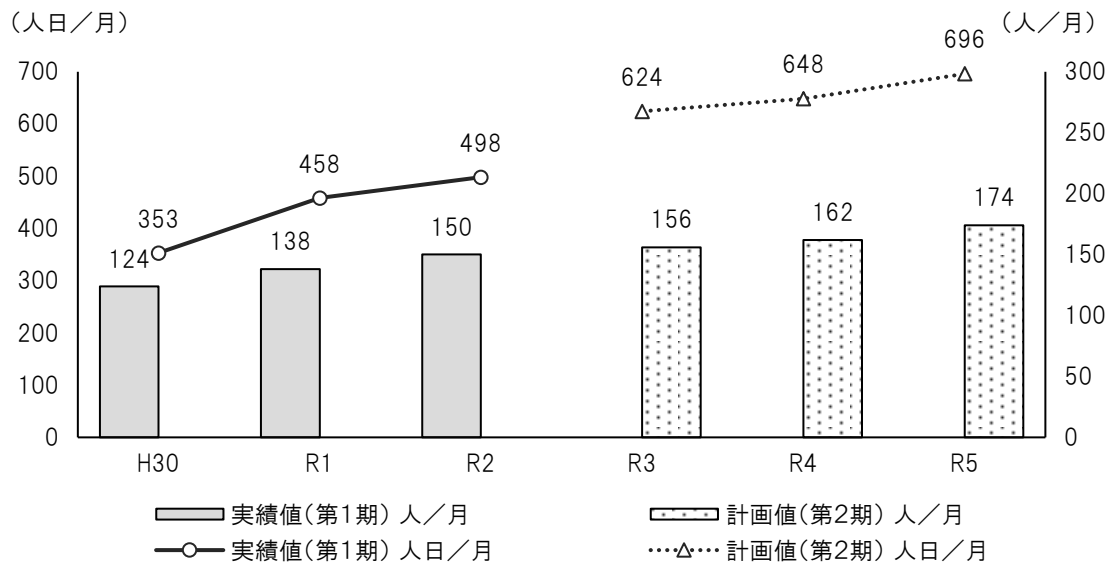
サービス	実施内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型 児童発達支援	上下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	児童福祉サービスを利用する全ての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

①児童発達支援

《サービスの現状》

事業所は市内に3か所、乙訓圏域には他に4か所あります。
今後も利用の増加が見込まれます。

《第1期計画の実績と第2期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第1期）			計画値（第2期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	124	138	150	156	162	174
利用量	日/人	2.8	3.3	3.3	4	4	4
	人日	353	458	498	624	648	696

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

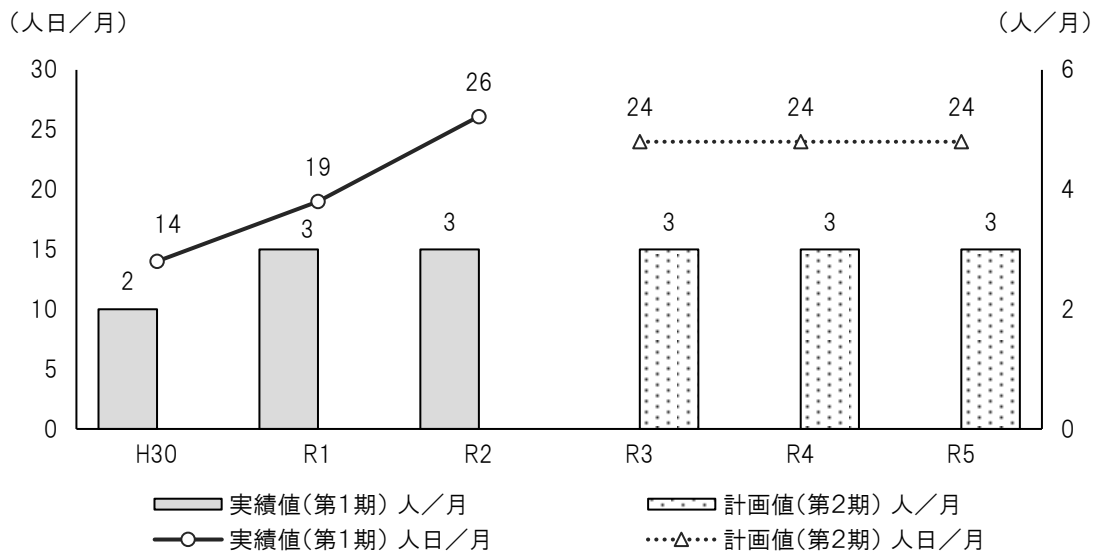
障がいのある児童にとって必要な支援を受けられる事業所を選択できるよう、引き続き情報提供に努めるとともに、早期発見、早期支援を進めるための重層的な療育体制の構築に努めます。

②医療型児童発達支援

《サービスの現状》

事業所は、乙訓圏域にはないため、利用者は圏域外の事業所を利用しています。
今後も、第5期実績値の利用者数と同程度の推移が見込まれます。

《第1期計画の実績と第2期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第1期）			計画値（第2期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	2	3	3	3	3	3
利用量	日/人	7.0	6.3	8.7	8	8	8
	人日	14	19	26	24	24	24

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、関係機関との連携に努めるとともに、身近な地域でサービスが利用できるよう、引き続き関係機関との協議に努めます。

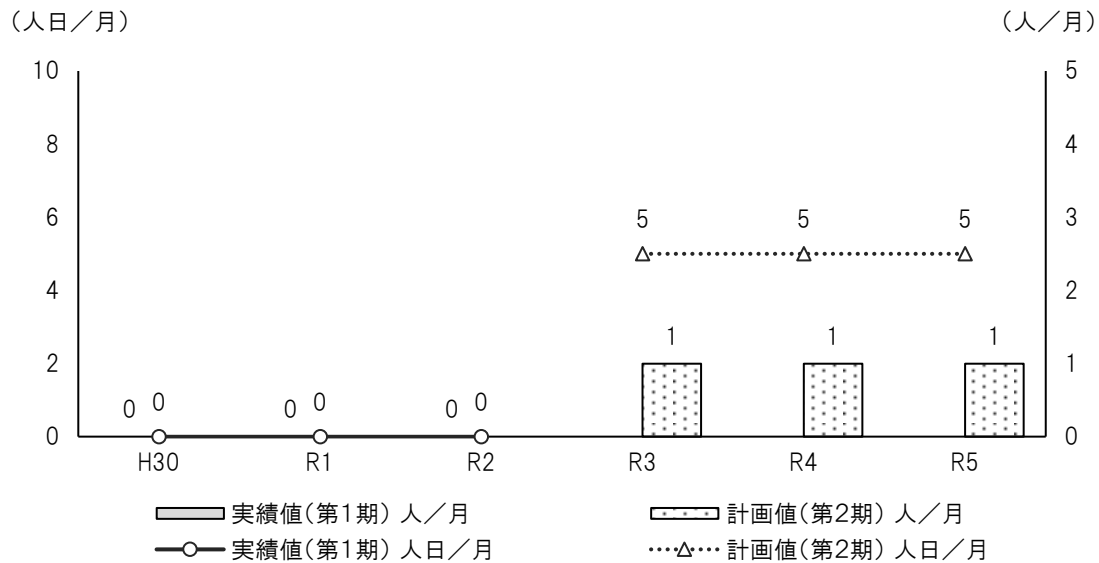
③居宅訪問型児童発達支援

《サービスの現状》

事業所は、乙訓圏域にはありません。平成 30 年度より新設されたサービスで、利用の実績はありません。

今後は、1 人の利用を見込みます。

《第 1 期計画の実績と第 2 期計画の見込量（1 か月あたり）》



		実績値（第 1 期）			計画値（第 2 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
利用量	日／人	0	0	0	5	5	5
	人日	0	0	0	5	5	5

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

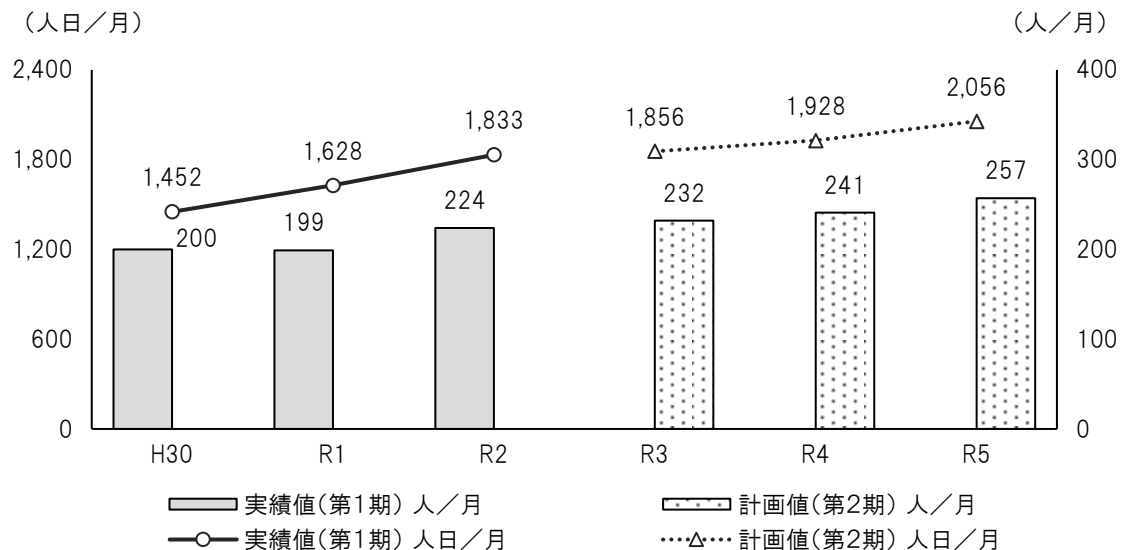
障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、情報提供や関係機関との連携に努めます。

④放課後等デイサービス

《サービスの現状》

事業所は市内に 8 か所、乙訓圏域には他に 10 か所あります。
今後も利用の増加が見込まれます。

《第 1 期計画の実績と第 2 期計画の見込量（1 か月あたり）》



		実績値（第 1 期）			計画値（第 2 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	200	199	224	232	241	257
利用量	日/人	7.3	8.2	8.2	8	8	8
	人日	1,452	1,628	1,833	1,856	1,928	2,056

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

障がいのある児童のニーズに合った適切な過ごしの方やサービスを選択できるよう、引き続き情報提供や関係機関との連携に努めます。

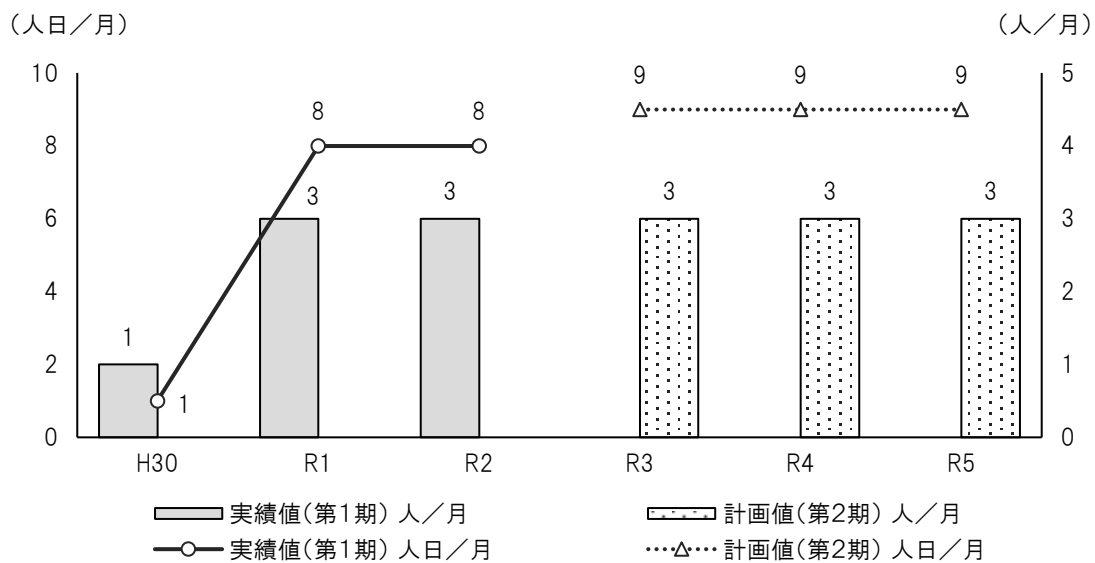
⑤保育所等訪問支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所、乙訓圏域には他に1か所あります。

今後も、第5期実績の利用者数と同程度の推移が見込まれます。

《第1期計画の実績と第2期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第1期）			計画値（第2期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	1	3	3	3	3	3
利用量	日/人	1.0	2.7	2.7	3	3	3
	人日	1	8	8	9	9	9

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

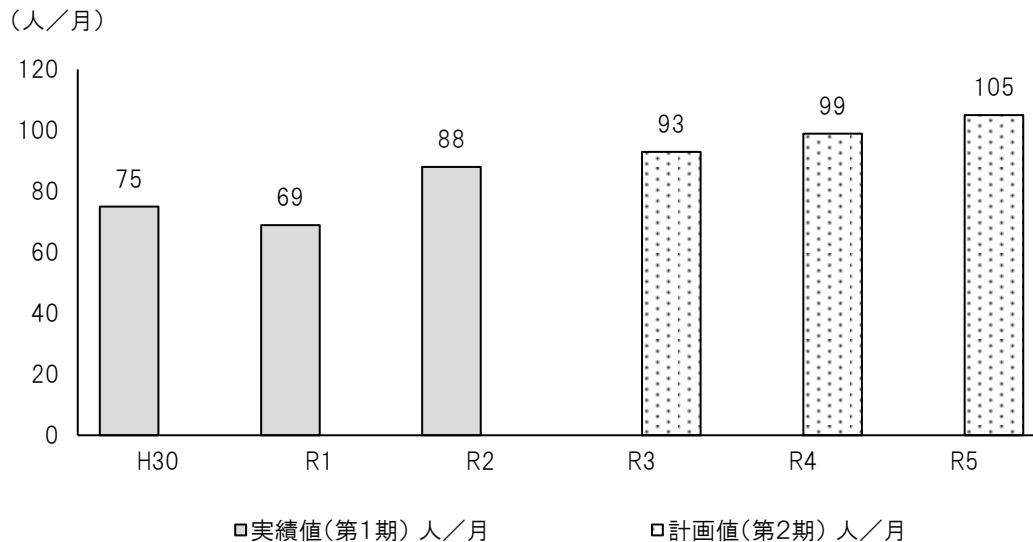
障がいのある児童が保育所や学校等でも必要な支援が受けられるよう、引き続き情報提供や関係機関との連携に努めます。

⑥障害児相談支援

《サービスの現状》

事業所は市内に4か所、乙訓圏域には他に3か所あります。
今後も利用の増加が見込まれます。

《第1期計画の実績と第2期計画の見込量（1か月あたり）》



		実績値（第1期）			計画値（第2期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	75	69	88	93	99	105

※令和2年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内の相談支援専門員の人材確保・資質向上を図るため、国に対し、相談支援専門員を雇用できる十分な報酬措置を講じるよう引き続き要望していきます。さらに、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対しても、研修の定員や実施回数の増加について、引き続き要望していきます。

また、多様化する相談内容に対応するため、自立支援協議会の相談支援部会や市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

⑦子ども・子育て支援事業計画との連携

《サービスの現状》

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、長岡京市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

○保育所：11 箇所（園）

保護者が就労や病気等の理由で、家庭で保育ができない児童を、保護者に代わって保育します。

○認定こども園：3 箇所

保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行います。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）：12 箇所

就労等の理由で、昼間、保護者が不在である概ね 10 歳未満の児童を学校やその他の施設等で放課後に一定時間の保育をします。

○地域型保育事業（小規模保育）：13 箇所

6～19 人の少人数を対象に、家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。

《第 1 期計画の実績と第 2 期計画の見込量（1 か月あたり）》

各施設の受け入れ状況及び第 2 期障がい児福祉計画期間におけるの受け入れ見込み人数について、下記の通り見込んでいます。

		実績値（第 1 期）			計画値（第 2 期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育所	人	59	49	59	58	59	60
認定こども園		24	29	29	29	29	29
放課後児童健全育成事業		59	60	63	67	67	67
地域型保育事業		1	1	2	2	2	2

※令和 2 年度は見込値

《サービス量確保の方策》

保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域型保育事業においては、障がいのある児童や個別の発達支援を必要とする児童が入所を希望した際、引き続き加配職員の配置により受け入れ体制を整備します。

関係機関との連携体制を整備し、保育士等の支援員に対して障がいのある児童についての情報共有や連携等、継続的な通所が可能となるよう支援体制の整備に努めます。

⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

《サービスの現状》

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされています。

コーディネーターの役割として、次のことが示されています。

- (1) 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる。
- (2) 協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する。

《第1期計画の実績と第2期計画の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第1期）			計画値（第2期）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
配置人数	人	8	12	検討	検討	検討	検討

※令和2年度は見込値

5 その他活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

《指標の概要》

国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人とその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値	計画値		
		R2	R3	R4	R5
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の受講者数	人	10	10	10	10

※令和2年度は見込値

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

《指標の概要》

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を目的として、基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の質の向上に寄与できる体制の構築が重要とされています。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値	計画値		
		R2	R3	R4	R5
訪問等による専門的な 指導・助言件数	件	14	15	16	17
相談支援事業者の人材育成の 支援件数	件	2	2	2	2
相談機関との連携強化の 取り組みの実施回数	回	2	3	3	3

※令和2年度は見込値

第6章 計画の推進体制

計画の推進においては、以下の点を重視します。

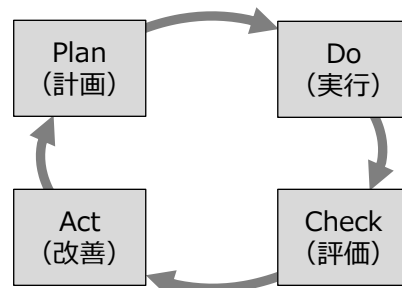
（１）連携体制の充実

本市では、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、京都府、近隣市町、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や乙訓障がい者基幹相談支援センター、乙訓圏域内の各相談支援事業所、乙訓圏域を中心とした各サービス提供事業所等との連携のもとで、乙訓圏域の障がい福祉支援体制等の課題を共有し計画を推進していきます。

長岡京市独自の課題についても、長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会や長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議等を主な検討の場とし、各関係機関等との連携体制を通じて解消を図っていきます。

（２）計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方（右図参考）のもとで、年に1回以上、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において、達成指標として掲げた内容等を中心とした実績の報告を受け、障がい者施策等の動向も踏まえた分析と評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行います。



（３）国への働きかけ

課題解消のために、法制度の改正や報酬の適正化、市単独よりも広域的な事業実施が効果的であると判断したものについては、国や府へ安定した財政支援の要望等を行います。

また、厳しい財政状況にある中、各施策の推進にあたっては、財源の確保も重要です。施策の進行を適正に行うために、国や府にも一定の負担を求めています。確実な財源措置が行われるよう、引き続き国・府に対して必要な要望を行っていきます。

資料編

1 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
 - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
 - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。

(3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関すること。

(4) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 保健福祉サービスの利用者

(3) 保健福祉サービスの提供者

(4) 関係機関及び各種関係団体の構成員

(5) 市民公募による者

(6) その他市長が必要と認めた者

2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。

5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

(1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課

(2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課

(3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課

(4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。

(1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課

(2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課

(3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課

(4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

	選出団体等の名称	氏名
部会員	相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」	石田 早苗
部会員	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	上田 康代
部会員	市民公募	大西 有里
部会員	京都府立向日が丘支援学校	木邑 一彰
部会員	乙訓医師会	島田 剛敏
部会長	華頂短期大学	武田 康晴
部会員	市民公募	敦賀 文
部会員	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」	中谷 大介
副部会長	長岡京市社会福祉協議会	西野 美穂
部会員	乙訓やよい会	西村 くみ子
部会員	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	能塚 隆裕
部会員	乙訓の障害者福祉を進める連絡会	日野 真喜
部会員	知的障がい者相談員	松本 正義
部会員	長岡京市身体障がい者団体連合会	三好 俊昭
部会員	乙訓ひまわり園	森井 詳太
オブザーバー	長岡京市教育委員会事務局 学校教育課 指導主事	大内 啓三
オブザーバー	乙訓ポニーの学校 施設長	小松 悦子

任期：平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

3 策定経過

日時	内容
令和元年 7 月 16 日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第 1 回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○第 5 次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画の進捗報告について ○長岡京市障がい福祉計画（第 5 期計画）・長岡京市障がい児福祉計画（第 1 期計画）の進捗報告について ○障がい者基本条例の進行管理について ○長岡京市「障がい福祉計画」「障がい者（児）福祉基本計画」策定のための実態調査について
令和元年 8 月 30 日 ～令和元年 9 月 13 日	市民アンケート調査、事業所アンケート調査、関係団体ヒアリング調査（調査用シートの郵送）の実施
令和元年 10 月 7 日 ～令和元年 11 月 12 日	関係団体ヒアリング調査（希望団体への面談）の実施
令和 2 年 2 月 12 日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第 2 回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○次期計画策定のための実態調査結果報告について ○次期計画策定方針について
令和 2 年 7 月 14 日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第 1 回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○現行計画の進捗の報告 ○条例制定状況の報告 ○次期計画骨子の検討
令和 2 年 9 月 29 日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第 2 回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○計画素案について
令和 2 年 11 月 17 日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第 3 回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○計画パブリックコメント案について
令和 2 年 12 月 21 日～ 令和 3 年 1 月 19 日	パブリックコメントの実施
令和 3 年 2 月 12 日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第 4 回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○計画最終案について

4 誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例

誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。

しかしながら、私たちをとりまく社会では、障がいの有無や障がいの種別、障がいのある人と障がいのない人が共に生きるしくみの不十分さが市民同士を分け隔て、お互いを知る機会に限られてきました。その結果、障がいについての無理解や誤解、お互いに声を掛け合うことへの遠慮が生まれ、また、障がいのある人の自分らしく生きる権利は社会的障壁に阻まれています。

私たち市民は、障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益を理解するとともに、障がいのある人に対する不当な取扱いを見過ごすことなく、社会的障壁を取り除いていく必要があります。

お互いの違いを認め合い、多様な個人が共に支え合って暮らす「共生」の社会は、誰もが理想とする社会のあり方です。このまちでの生活をより豊かにしつつ、未来へとつなげていくのは私たち市民にほかなりません。一人一人が日々の暮らしのなかでお互いを信頼し、お互いにとって何が必要かを考え、自分ができることを主体的に行うことが、豊かな共生社会につながると確信しています。

いま、一人一人の人格や尊厳を大切に、市民の誰もが当たり前のように安心して暮らし、希望を持って生きることを守るべきことがらを決めました。このまち、長岡京市が私たち市民のかけがえのないすみかであり続けることを目指して、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいへの理解を深め、差別を解消すること並びに障がいの特性に応じた情報保障並びに多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策を推進することにより、もって誰もが共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活を営む上で相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 自立 自らの人生を、第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず自らの意思で選択できることをいう。

(4) 市民等 障がいの有無や年齢にかかわらず、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動する全ての個人をいう。

(5) 事業者 市内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(6) 差別 障がいを理由として障がいのない人には行わない不当な取扱いをすることにより障がいのある人の権利利益を侵害すること又は第10条の合理的配慮の提供を怠ることをいう。

(7) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてこれらの行為をさせることをいう。

(8) 合理的配慮 障がいのある人が、障がいのない人と変わりなく日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の特性に応じて社会的障壁を除去するに当たって、その実施者の過重な負担にならない範囲で必要かつ適度な変更及び調整を行うことをいう。

(9) コミュニケーション 日常生活又は社会生活を営む上で必要となる、人と人との間で行われる情報、知覚、感情、思考、意思の伝達及び交流をいう。

(10) コミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、朗読、平易な表現、代筆、代読、絵図の提示その他日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションを補助し、又は代替する手段、コミュニケーション支援用具等をいう。

(11) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、朗読者及び盲ろう者向け通

訳・介助者並びに知的障がいのある人、発達障がいのある人等へのコミュニケーションの補助を行う者をいう。

(12) 障がい者相談員 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員をいう。
(基本理念)

第3条 共生のまちの実現は、障がいの有無にかかわらず、誰もが一人一人の違いを認め合い、その人格と個性を互いに尊重することを基本として行うものとする。

2 障がいは、障がいのある人の心身の機能の状態から直接的に生ずるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生ずることから、社会的障壁をできる限り除去することを促進し、誰もが暮らしやすいまちを目指すものとする。

3 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進に当たっては、障がいの有無にかかわらず、誰もが主体的に取り組むものとし、市、市民等及び事業者が相互に連携し、協働して行うものとする。

4 情報保障及びコミュニケーションを行うに当たっては、独自の言語体系を有する手話、要約筆記、点訳又は音訳をはじめとする障がいの特性に応じて円滑にコミュニケーションを図る権利を最大限尊重し、多様なコミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条に定める目的を実現するため、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる取組及び施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 差別及び虐待をなくすための取組

(2) 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策

(3) 障がいの特性に応じた情報保障並びにコミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策

2 市は、前項の取組及び施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 障がいについての理解を広め、その理解を定着させるための取組を行うこと。

(2) 日常生活及び社会生活を営む上で必要な情報の取得及びコミュニケーションについて、障がいの特性に応じた支援を行うこと。

(3) 適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、市民等及び事業者の取組を支援するとともに、好事例を広める取組を行うこと。

(4) 公共施設の整備その他の障がいのある人に関わる施策を実施するに当たっては、障がいのある人及び関係者から広く意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めること。

(5) 市民等及び事業者と連携し、協働を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保すること。

(6) コミュニケーション手段を必要とする障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等、関係機関及び事業者と協力し、市民等にコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供すること。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念に基づき、障がいについての理解を深めるとともに、市の実施する取組及び施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、第4条第1項に定める取組及び施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 差別及び虐待の禁止

(差別の禁止)

第7条 何人も、差別をしてはならない。

(虐待の禁止)

第8条 何人も、虐待をしてはならない。

第3章 相互理解の促進及び合理的配慮の提供

(相互理解の促進)

第9条 市は、共生のまちの実現に向け、市民等及び事業者が障がい及び障がいのある人について理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保するとともに、啓発その他必要な取組を行うものとする。

2 市民等及び事業者は、共生のまちの実現に向け、市民等が障がいの有無にかかわらず互いの理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会の確保に努めるものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努めなければならない。
- (情報保障及びコミュニケーションに関する合理的配慮)
- 第11条 市は、障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信することができる機会の確保その他必要な取組を行うものとする。
- 2 市は、コミュニケーション手段が障がいのある人の年齢、障がいの種別又は状態等に応じてきわめて多様であることについて市民等及び事業者の理解を促進するとともに、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援従事者等と連携し、コミュニケーション手段の確保及び利用を促進するものとする。
- 3 市民等及び事業者は、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に協力するよう努めるとともに、必要に応じてコミュニケーション支援従事者等と連携し、障がいのある人がコミュニケーション手段を利用できるよう努めるものとする。
- 4 市は、関係機関と協力し、手話通訳、要約筆記その他聴覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)のコミュニケーション手段を利用する場合に必要なコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
- 5 市は、関係機関と協力し、点訳、音訳、朗読、触手話、指点字その他視覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)のコミュニケーション手段を利用する場合に必要なコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
- 6 市は、次に掲げるコミュニケーション手段の利用について支援を行うものとする。
- (1) 知的障がい、精神障がい及び発達障がいの特性を踏まえた平易な表現による分かりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるもの
- (2) 代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)及び重度の障がいのある人のための意思伝達装置(重度の両上下肢障がい及び音声又は言語機能障がいにより使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。)等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションを補助し、又は代替するもの(保健及び医療に関する合理的配慮)
- 第12条 市は、福祉、保健、医療その他の関係機関と連携し、障がいのある人が安心して保健事業及び医療を受けられるよう体制を整備するものとする。
- 2 市は、障がいのある人が身近な医療機関で適切な医療を安心して受けられるよう、障がいの特性を理解して対応できる医療機関の充実及び医療機関相互の連携を推進するものとする。
- (保育及び教育に関する合理的配慮)
- 第13条 市は、保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とし、共に学び、育ち合うことを基本とする。
- 2 市は、障がいのある子どもに必要な保育及び療育の機会の確保に向け、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、障がいのある子どもが、その特性に応じて円滑に学習及び学校生活を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、障がいのある子どもへの保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とした交流を促進するものとする。
- 5 市は、子どもに対して、障がいについての正しい理解を促進するため、保育及び教育の現場において必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、保護者、保育士及び教職員に対して、障がいについての正しい理解を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市は、障がいのある子どもに対して、切れ目なく支援を行うため、保育所等及び小学校、中学校、特別支援学校その他教育機関相互の連携を推進するものとする。
- (生活環境に関する合理的配慮)
- 第14条 市は、障がいのある人に対して率先して合理的配慮の提供を行い、身近な生活の場における適切な合理的配慮について好事例を広める取組を行うものとする。
- 2 市は、道路の整備に当たっては、障がいのある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。
- 3 市及び事業者は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、必要な措置を講ずるよう努める

ものとする。

- 4 市は、障がいのある人の住宅を確保するよう努めるとともに、民間住宅の賃貸が円滑になるよう支援に努めるものとする。

(雇用及び就労に関する合理的配慮)

第15条 市は、障がいのある人の雇用及び就労の場を確保するための取組を推進するとともに、雇用及び就労の場において合理的配慮の提供が推進されるよう取り組むものとする。

2 事業者は、障がいのある人の雇用及び就労の場を確保するよう努めるとともに、雇用及び就労の場において合理的配慮の提供が推進されるよう努めるものとする。

3 市は、障がいのある人がその希望と適性に応じて、一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、事業者、学校、福祉その他の関係機関との連携を図るものとする。

(文化芸術及びスポーツに関する合理的配慮)

第16条 市は、障がいのある人が文化芸術活動及びスポーツに取り組むことができるよう、参加する機会の確保、指導員の育成、情報の提供等必要な取組を行うものとする。

(防災及び防犯に関する合理的配慮)

第17条 市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取組を行うものとする。

2 市は、障がいのある人が安心して生活を営めるよう、防犯対策について関係機関と連携し、必要な取組を行うものとする。

第4章 差別解消のための取組

(相談等)

第18条 障がいのある人及びその家族その他の障がいのある人の意思を代理する者並びに事業者は、市又は障がい者相談員に対し、差別に関する相談をすることができる。

2 市又は障がい者相談員は、前項の相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとする。

(1) 関係者に対して、説明、助言、情報提供その他必要な支援を行うこと。

(2) 関係者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関への通報その他の通知を行うこと。

3 第1項の相談を受けた市又は障がい者相談員は、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(平成26年京都府条例第20号。以下「京都府条例」という。)第9条に規定する特定相談(次項において「特定相談」という。)に該当し、かつ、相談の関係者が市外に存在する等の事情により、自ら解決することが困難と認められる場合で、長岡京市個人情報保護条例(平成11年長岡京市条例第18号)第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、京都府条例第11条に規定する広域専門相談員に必要な情報提供を行うものとする。

4 市又は障がい者相談員は、第1項の相談を受けた場合において、その相談が特定相談に該当すると認められるときは、その相談及び対応の概要を京都府へ報告するものとする。

(助言又はあっせんの支援)

第19条 市は、障がいのある人又はその家族その他の障がいのある人の意思を代理する者から、京都府条例第6条又は第7条の規定に違反する取扱いを受けたと認められる相談を受けたときは、必要に応じて、京都府条例第14条第1項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めるために必要な支援を行うものとする。ただし、その求めをすることが、明らかに当該障がいのある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。

(調査研究及び報告)

第20条 市は、市又は障がい者相談員が受けた相談の事例について調査研究を行うとともに、その結果を障がい児者の福祉に関する事項を検討する機関に報告するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

5 用語解説

あ

◆アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所に赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要である。

◆インクルーシブ教育

障がいのある人となない人がともに学ぶこと。障がいのある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要。

◆インクルーシブ保育

障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに幼稚園や保育園に在籍しているだけでなく、ともに育ちあうような質を持った保育。

か

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障がいのある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

◆教育支援委員会

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学を支援する場。市町村や都道府県の教育委員会が保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして行う。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

◆交通バリアフリー基本構想

ユニバーサルデザインの考え方を基本として、「歩きたくなるまちづくり」を推進し、公共施設や駅・道路などの総合的なバリアフリー化をめざし、誰もが安全・快適に電車やバスを利用して移動できるような環境を整備するため、重点整備地区における基本方針、整備事項などをまとめたもの。

◆合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、適度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ

◆支援ファイル（長岡京市支援ファイル「ながおかきょうリンク・ブック」）

乳幼児期から成人期までの健やかな成長を、切れ目なく、総合的に必要な支援ができることを目的に、子どもの時からの出来事や診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを綴るもの。学校に入学する時や就職する時等に、本人（保護者）が「支援ファイル」を提示することで、本人についての説明を簡略化できる。また、疾病や発達に課題のある子ども一人ひとりを関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働）が連携して効果的に支援するための道具（ツール）となる。

◆障がい者自立支援協議会

相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者（児）及び難病等患者の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う協議会。

◆障害者週間

毎年12月3日から9日までの1週間。障害者基本法第9条に基づき、「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため」当該期間に設けられている。

◆情報アクセシビリティ

障がいのある人等を含む誰もが自由に情報を取得し、利用できる状態。

◆成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

◆心理検査

心理的特性の測定・評価を目的とする検査の総称。知能検査・性格検査など。

た

◆誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例

共生のまちをめざして4つの基本理念のもと、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策等を推進していくために、平成30年4月1日に施行された条例。

◆地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村や都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

◆地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

な

◆難治性疾患

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる影響がある疾患。

◆二次障がい

抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別に、二次的な情緒や行動の問題が出てしまうもの。

は

◆発達障がい

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上での様々な障壁（バリア）となるものを取りのぞくこと。

◆避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

◆福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

◆プレイセラピー

遊びを用いて子どもの心の病気を治療する精神療法。

や

◆ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

ら

◆リハビリテーション

障がいのある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけでなく、障がいのある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

6 「ながおかきょう “リンク・ブック”」について

長岡京市では、支援やアドバイスを必要とする人がライフステージごとに切れ目のない支援につながるよう、発達支援ファイル『ながおかきょう “リンク・ブック”』の利用・啓発をすすめています。

ながおかきょう “リンク・ブック” ってどんなもの？

- “リンク・ブック” は、支援やアドバイスを必要とする人の成長、発達、家庭生活、集団生活、通院、福祉サービス利用状況などを記録しておくためのツールです。
- “リンク・ブック” を活用することで、説明の繰り返しや伝え漏れを防ぎ、ご本人に関わる人たち（保育所（園）・幼稚園や学校の先生、行政職員、病院や福祉サービス事業所のスタッフ、習い事の先生など）にご本人の様子を正しく理解してもらうことができます。
- 保護者やご本人に関わる人が、これまでに受けてきた支援の内容や必要な配慮など、状況を把握することが容易になることで、面談時間の短縮等につながり、次の適切な支援につながる効果を期待しています。

ながおかきょう “リンク・ブック” の使い方

- “リンク・ブック” の記入と管理は、保護者又はご本人です。
- 全ての欄に記入する必要はありません。必要な様式や項目を選んで記入して下さい。
- 各様式は長岡京市のホームページからダウンロードすることができます。
- 医療機関や相談機関から提供された資料（検査結果、個別支援計画など）も、一緒に綴じておくと便利です。
- 関係機関への“リンク・ブック”の内容の提示やコピーの提出は、保護者又はご本人の判断により行ってもらうものです。



第 6 次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画
長岡京市障がい福祉計画（第 6 期計画）
長岡京市障がい児福祉計画（第 2 期計画）

発行日：令和 3 年 3 月

発行：長岡京市 健康福祉部 障がい福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号

TEL：075-955-9549 FAX：075-952-0001